２０１２年１１月１２日

氷見市長　　堂故　茂　様

地域防災計画策定責任者 様

越境する原子力災害対策／原子力規制行政を求める住民ネット・富山
略称〈越境〉ネット・富山
代表　埴野（はの）　謙二（けんじ）
富山市牛島新町６－１－９０５
tel 076-441-7843　fax 076-444-6093

質問書

日頃より、住民の安心・安全を第一に、自治体業務に精励しておられることに、敬意を表します。また、今夏には、貴自治体への私・たちの訪問を快く受けてくださり、話し合う機会を設けていただいたことに、改めてお礼申し上げます。

さて、今春に立ち上げられる予定であった原子力規制委員会が、この９月にようやく立ち上がりました。私・たちは、滞っていた中央政府レベルの原子力災害対策が、その遅れを取り戻そうとするあまり、短期間のうちに拙速的に押し進められるのではないかと、懸念してきました。

原子力規制委員会は、「原子力災害対策指針たたき台」に対する意見を「関係自治体」に求めはしましたが、充分な議論を回避するかのように極めて短期間のうちに、自治体から指摘されている多くの重要な検討事項を先送りしたままで、「指針」を「決定」しました。

残念ながら、私・たちの懸念どおりに事が進んでいるように思われてなりません。

貴自治体としては、この事態をどのように受け止めているのでしょうか。私・たちは、以下のことについて質問いたします。誠意をもってお答えください。

設問にはいくつか選択肢を設けましたので、別紙「回答用紙」の該当番号の空欄に〇を付けてください。（重複選択可）なお、該当項目がない場合や特記事項がある場合、また、設問Ｖに関しては、自由記述欄に意見を記述して、お答えください。

別紙「回答用紙」は、１２月１０日までに、同封の封筒に入れて返信してください。今夏より重ねてのお願いとなりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

Ⅰ　貴自治体としては、原子力規制委員会が発表した「放射性物質拡散予測」を、どのように受け止めていますか。

（１）　かねてから富山県が中央政府に要望していたような、SPEEDI を活用しての、季節、風向き、風速、天候などの気象条件を設定し、なおかつ地形も考慮した詳細なシミュレーションではないので、あまり参考にならない。

（２）　事故想定が「福島並み」の想定であって、対象の原発の全ての原子炉から放射性物質が放出され拡散するという最悪の想定ではないので、地域住民は安心できない。最悪の想定でシミュレーションし直すべきである。

（３）　一週間で 100 ｍ Sv となる地点だけを公表されても、当自治体の地域防災計画に反映しようがない。一週間で 100 ｍ Sv という基準は、福島原発事故で政府が採択した避難基準（＝年 20 ｍ Sv）の 260 倍であり、これを基準にしてよいのか。「この基準値に満たない地域なら避難しなくても安心・安全」と言えるような数値ではない。基準値の再設定が必要であると感じる。

（４）　もう一度、SPEEDI を活用するなど、最善を尽くして、詳細なシミュレーション結果を責任をもって公表し直してほしい。

（５）　「放射性物質拡散予測」は、それなりに評価できる。これを基にして、地域防災計画を立てたい。

Ⅱ　貴自治体としては、原子力規制委員会が「原子力災害対策指針」を「決定」したことを、どのように受け止めていますか。

（１）　地域防災計画策定の根幹を左右する重要事項の多くを今後の検討事項として積み残したままで、自治体に来年３月までの「計画」策定を迫る「規制委員会」の進め方には、大いに問題がある。

（２）　「フランスにおける地域情報委員会等を踏まえつつ、必要な処置を速やかに講ずること」とされた衆議院環境委員会での原子力規制委員会設置法案の附帯決議からすると、自治体が事業

者や規制機関を呼び出して地方議員らとの質疑応答の場を設けるといった制度を参考にすべきであるが、そういうことに全く手を着けずに「指針」を「決定」した「規制委員会」の在り方には疑問が残る。もっと自治体が参加する安全対策の仕組みづくりを考えるべきである。

（３）　「規制委員会」から自治体へ、「指針決定」という「ボール」が投げられたわけだが、自治体の側が、公式に「今回決定した『指針』は、そのていをなしていない」という「ボール」を投げ返すことが必要であると考える。

（４）　「たたき台」を出して、自治体から意見を募り、「指針」を「決定」したその手順は、それなりに評価できる。

Ⅲ　貴自治体としては、新しい地域防災計画策定にあたり、「広域連携」と「住民参加」について、どのように具体化していきますか。

（１）　県内では、基礎自治体がそれぞれ単独で「計画」を立てるだけではなく、広域的に取り組むべき課題については、連携して対策を立てる動きも進んでいる。当自治体としては、積極的に近隣自治体と地域ブロックを組んで「計画」を策定することを検討している。

（２）「規制委員会」が拙速的に「放射性物質拡散予測」を発表し、「指針」を「決定」したことに対し、自治体の側が意見表明する公的な場が用意されていないことは問題である。地域防災計画を立てていく上で、同様の問題が、県と市町村自治体との間にあってはならないと思うので、当自治体としては、県内の自治体が富山県に対し意見表明し、県と協議するフォーマルな場を、県が設定し自治体に呼びかけることを要望する。

（３）　地域防災計画を策定・運営する過程で、積極的に地域住民の声に耳を傾け、共に考えていく場を設定することを検討したい。

（４）「広域連携」や「住民参加」も大切だが、まずは、それぞれの基礎自治体がしっかりと独自に「計画」の策定を行うことが先決であり、現時点で特に考えていない。

（５）「指針」によると、PPA やそれ以外のエリアでは、地域防災計画に原子力災害対策を特に盛り込まなくてもよいということなので、当自治体としては、「原子力災害対策編」を設けることを現時点では考えていない。

Ⅳ　貴自治体としては、原子力災害対策について、富山県が専門家による第三者機関を設置することについて、どのように考えますか。

（１）　これまで通り、市町村から中央政府へ適切な時期に的確な専門家をリストアップし派遣要請すれば良いので、県は県として独自に専門家による第三者機関を設置すれば良い。

（２）　これまでは、市町村から中央政府へ適切な時期に的確な職種の専門家をリストアップし派遣要請することとなっていたが、それでは判断が大変難しい。それよりも、県が独自に専門家を確保し、基礎自治体に足りない専門性を補うことを求めたい。その意味で、県には、知事の直属の組織として、専門家数人による第三者機関を早期に設置することを要望したい。

（３）　専門的判断を市町村が行うことが困難であることは、間違いない。第三者機関の設置云々よりも、その点を十分考慮して、県の「防災計画」を立てることが先決である。

Ⅴ　最後に、実際に地域防災計画原子力災害対策編を策定する際のことで、お尋ねします。ここでは全問、記述式の回答でお願いいたします。

（１）　「指針」では検討事項として先送りされた事項の中で、「このことは早急に具体的な方針が示されないと、作業が進められない、あるいは進めにくい」というものがありましたら、記述してください。

（２）　原子力災害は単独でなく、複合災害の可能性が大いにあります。地震対策や津波対策、あるいは豪雪対策との複合災害対策を取る必要があると思いますが、その際に、「原子力防災の基準や方針が決まらなければ、他の複合する災害についても対策が立てられない」と苦慮しておられる点がありましたら、記述してください。

（３）　原子力災害対策をしっかり立てる上で必要になってくる、避難道路の確保・港湾の確保・避難所、病院、福祉施設、災害対策本部等の建物のシェルター化など、様々なインフラの整備は、その規模からして自治体の社会資本整備の全体に関わることになりますが、その点についてどのように対処しようと考えていますか。

（４）　地域防災計画作成について、あるいは、原子力災害対策編の作成について、外部のコンサルタントに作成依頼することを予定していますか。依頼する場合、自治体の側からはどのような方針・条件・資料を提示するのですか。

２０１２年１１月１２日

高岡市長.　　高橋　正樹　様

地域防災計画策定責任者 様

越境する原子力災害対策／原子力規制行政を求める住民ネット・富山
略称〈越境〉ネット・富山
代表　埴野（はの）　謙二（けんじ）
富山市牛島新町６－１－９０５
tel 076-441-7843　fax 076-444-6093

質問書

日頃より、住民の安心・安全を第一に、自治体業務に精励しておられることに、敬意を表します。また、今夏には、貴自治体への私・たちの訪問を快く受けてくださり、話し合う機会を設けていただいたことに、改めてお礼申し上げます。

さて、今春に立ち上げられる予定であった原子力規制委員会が、この９月にようやく立ち上がりました。私・たちは、滞っていた中央政府レベルの原子力災害対策が、その遅れを取り戻そうとするあまり、短期間のうちに拙速的に押し進められるのではないかと、懸念してきました。

原子力規制委員会は、「原子力災害対策指針たたき台」に対する意見を「関係自治体」に求めはしましたが、充分な議論を回避するかのように極めて短期間のうちに、自治体から指摘されている多くの重要な検討事項を先送りしたままで、「指針」を「決定」しました。

残念ながら、私・たちの懸念どおりに事が進んでいるように思われてなりません。

貴自治体としては、この事態をどのように受け止めているのでしょうか。私・たちは、以下のことについて質問いたします。誠意をもってお答えください。

設問にはいくつか選択肢を設けましたので、別紙「回答用紙」の該当番号の空欄に〇を付けてください。（重複選択可）なお、該当項目がない場合や特記事項がある場合、また、設問Ｖに関しては、自由記述欄に意見を記述して、お答えください。

別紙「回答用紙」は、１２月１０日までに、同封の封筒に入れて返信してください。今夏より重ねてのお願いとなりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

Ⅰ　貴自治体としては、原子力規制委員会が発表した「放射性物質拡散予測」を、どのように受け止めていますか。

（１）　かねてから富山県が中央政府に要望していたような、SPEEDI を活用しての、季節、風向き、風速、天候などの気象条件を設定し、なおかつ地形も考慮した詳細なシミュレーションではないので、あまり参考にならない。

（２）　事故想定が「福島並み」の想定であって、対象の原発の全ての原子炉から放射性物質が放出され拡散するという最悪の想定ではないので、地域住民は安心できない。最悪の想定でシミュレーションし直すべきである。

（３）　一週間で 100 ｍ Sv となる地点だけを公表されても、当自治体の地域防災計画に反映しようがない。一週間で 100 ｍ Sv という基準は、福島原発事故で政府が採択した避難基準（＝年 20 ｍ Sv）の 260 倍であり、これを基準にしてよいのか。「この基準値に満たない地域なら避難しなくても安心・安全」と言えるような数値ではない。基準値の再設定が必要であると感じる。

（４）　もう一度、SPEEDI を活用するなど、最善を尽くして、詳細なシミュレーション結果を責任をもって公表し直してほしい。

（５）　「放射性物質拡散予測」は、それなりに評価できる。これを基にして、地域防災計画を立てたい。

Ⅱ　貴自治体としては、原子力規制委員会が「原子力災害対策指針」を「決定」したことを、どのように受け止めていますか。

（１）　地域防災計画策定の根幹を左右する重要事項の多くを今後の検討事項として積み残したままで、自治体に来年３月までの「計画」策定を迫る「規制委員会」の進め方には、大いに問題がある。

（２）　「フランスにおける地域情報委員会等を踏まえつつ、必要な処置を速やかに講ずること」とされた衆議院環境委員会での原子力規制委員会設置法案の附帯決議からすると、自治体が事業

者や規制機関を呼び出して地方議員らとの質疑応答の場を設けるといった制度を参考にすべきであるが、そういうことに全く手を着けずに「指針」を「決定」した「規制委員会」の在り方には疑問が残る。もっと自治体が参加する安全対策の仕組みづくりを考えるべきである。

（３）　「規制委員会」から自治体へ、「指針決定」という「ボール」が投げられたわけだが、自治体の側が、公式に「今回決定した『指針』は、そのていをなしていない」という「ボール」を投げ返すことが必要であると考える。

（４）　「たたき台」を出して、自治体から意見を募り、「指針」を「決定」したその手順は、それなりに評価できる。

Ⅲ　貴自治体としては、新しい地域防災計画策定にあたり、「広域連携」と「住民参加」について、どのように具体化していきますか。

（１）　県内では、基礎自治体がそれぞれ単独で「計画」を立てるだけではなく、広域的に取り組むべき課題については、連携して対策を立てる動きも進んでいる。当自治体としては、積極的に近隣自治体と地域ブロックを組んで「計画」を策定することを検討している。

（２）「規制委員会」が拙速的に「放射性物質拡散予測」を発表し、「指針」を「決定」したことに対し、自治体の側が意見表明する公的な場が用意されていないことは問題である。地域防災計画を立てていく上で、同様の問題が、県と市町村自治体との間にあってはならないと思うので、当自治体としては、県内の自治体が富山県に対し意見表明し、県と協議するフォーマルな場を、県が設定し自治体に呼びかけることを要望する。

（３）　地域防災計画を策定・運営する過程で、積極的に地域住民の声に耳を傾け、共に考えていく場を設定することを検討したい。

（４）「広域連携」や「住民参加」も大切だが、まずは、それぞれの基礎自治体がしっかりと独自に「計画」の策定を行うことが先決であり、現時点で特に考えていない。

（５）「指針」によると、PPA やそれ以外のエリアでは、地域防災計画に原子力災害対策を特に盛り込まなくてもよいということなので、当自治体としては、「原子力災害対策編」を設けることを現時点では考えていない。

Ⅳ　貴自治体としては、原子力災害対策について、富山県が専門家による第三者機関を設置することについて、どのように考えますか。

（１）　これまで通り、市町村から中央政府へ適切な時期に的確な専門家をリストアップし派遣要請すれば良いので、県は県として独自に専門家による第三者機関を設置すれば良い。

（２）　これまでは、市町村から中央政府へ適切な時期に的確な職種の専門家をリストアップし派遣要請することとなっていたが、それでは判断が大変難しい。それよりも、県が独自に専門家を確保し、基礎自治体に足りない専門性を補うことを求めたい。その意味で、県には、知事の直属の組織として、専門家数人による第三者機関を早期に設置することを要望したい。

（３）　専門的判断を市町村が行うことが困難であることは、間違いない。第三者機関の設置云々よりも、その点を十分考慮して、県の「防災計画」を立てることが先決である。

Ⅴ　最後に、実際に地域防災計画原子力災害対策編を策定する際のことで、お尋ねします。ここでは全問、記述式の回答でお願いいたします。

（１）　「指針」では検討事項として先送りされた事項の中で、「このことは早急に具体的な方針が示されないと、作業が進められない、あるいは進めにくい」というものがありましたら、記述してください。

（２）　原子力災害は単独でなく、複合災害の可能性が大いにあります。地震対策や津波対策、あるいは豪雪対策との複合災害対策を取る必要があると思いますが、その際に、「原子力防災の基準や方針が決まらなければ、他の複合する災害についても対策が立てられない」と苦慮しておられる点がありましたら、記述してください。

（３）　原子力災害対策をしっかり立てる上で必要になってくる、避難道路の確保・港湾の確保・避難所、病院、福祉施設、災害対策本部等の建物のシェルター化など、様々なインフラの整備は、その規模からして自治体の社会資本整備の全体に関わることになりますが、その点についてどのように対処しようと考えていますか。

（４）　地域防災計画作成について、あるいは、原子力災害対策編の作成について、外部のコンサルタントに作成依頼することを予定していますか。依頼する場合、自治体の側からはどのような方針・条件・資料を提示するのですか。

２０１２年１１月１２日

小矢部市長　　桜井　森夫　様

地域防災計画策定責任者 様

越境する原子力災害対策／原子力規制行政を求める住民ネット・富山
略称〈越境〉ネット・富山
代表　埴野（はの）　謙二（けんじ）
富山市牛島新町６－１－９０５
tel 076-441-7843　fax 076-444-6093

質問書

日頃より、住民の安心・安全を第一に、自治体業務に精励しておられることに、敬意を表します。また、今夏には、貴自治体への私・たちの訪問を快く受けてくださり、話し合う機会を設けていただいたことに、改めてお礼申し上げます。

さて、今春に立ち上げられる予定であった原子力規制委員会が、この９月にようやく立ち上がりました。私・たちは、滞っていた中央政府レベルの原子力災害対策が、その遅れを取り戻そうとするあまり、短期間のうちに拙速的に押し進められるのではないかと、懸念してきました。

原子力規制委員会は、「原子力災害対策指針たたき台」に対する意見を「関係自治体」に求めはしましたが、充分な議論を回避するかのように極めて短期間のうちに、自治体から指摘されている多くの重要な検討事項を先送りしたままで、「指針」を「決定」しました。

残念ながら、私・たちの懸念どおりに事が進んでいるように思われてなりません。

貴自治体としては、この事態をどのように受け止めているのでしょうか。私・たちは、以下のことについて質問いたします。誠意をもってお答えください。

設問にはいくつか選択肢を設けましたので、別紙「回答用紙」の該当番号の空欄に〇を付けてください。（重複選択可）なお、該当項目がない場合や特記事項がある場合、また、設問Ｖに関しては、自由記述欄に意見を記述して、お答えください。

別紙「回答用紙」は、１２月１０日までに、同封の封筒に入れて返信してください。今夏より重ねてのお願いとなりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

Ⅰ　貴自治体としては、原子力規制委員会が発表した「放射性物質拡散予測」を、どのように受け止めていますか。

（１）　かねてから富山県が中央政府に要望していたような、SPEEDI を活用しての、季節、風向き、風速、天候などの気象条件を設定し、なおかつ地形も考慮した詳細なシミュレーションではないので、あまり参考にならない。

（２）　事故想定が「福島並み」の想定であって、対象の原発の全ての原子炉から放射性物質が放出され拡散するという最悪の想定ではないので、地域住民は安心できない。最悪の想定でシミュレーションし直すべきである。

（３）　一週間で 100 ｍ Sv となる地点だけを公表されても、当自治体の地域防災計画に反映しようがない。一週間で 100 ｍ Sv という基準は、福島原発事故で政府が採択した避難基準（＝年 20 ｍ Sv）の 260 倍であり、これを基準にしてよいのか。「この基準値に満たない地域なら避難しなくても安心・安全」と言えるような数値ではない。基準値の再設定が必要であると感じる。

（４）　もう一度、SPEEDI を活用するなど、最善を尽くして、詳細なシミュレーション結果を責任をもって公表し直してほしい。

（５）　「放射性物質拡散予測」は、それなりに評価できる。これを基にして、地域防災計画を立てたい。

Ⅱ　貴自治体としては、原子力規制委員会が「原子力災害対策指針」を「決定」したことを、どのように受け止めていますか。

（１）　地域防災計画策定の根幹を左右する重要事項の多くを今後の検討事項として積み残したままで、自治体に来年３月までの「計画」策定を迫る「規制委員会」の進め方には、大いに問題がある。

（２）　「フランスにおける地域情報委員会等を踏まえつつ、必要な処置を速やかに講ずること」とされた衆議院環境委員会での原子力規制委員会設置法案の附帯決議からすると、自治体が事業

者や規制機関を呼び出して地方議員らとの質疑応答の場を設けるといった制度を参考にすべきであるが、そういうことに全く手を着けずに「指針」を「決定」した「規制委員会」の在り方には疑問が残る。もっと自治体が参加する安全対策の仕組みづくりを考えるべきである。

（３）　「規制委員会」から自治体へ、「指針決定」という「ボール」が投げられたわけだが、自治体の側が、公式に「今回決定した『指針』は、そのていをなしていない」という「ボール」を投げ返すことが必要であると考える。

（４）　「たたき台」を出して、自治体から意見を募り、「指針」を「決定」したその手順は、それなりに評価できる。

Ⅲ　貴自治体としては、新しい地域防災計画策定にあたり、「広域連携」と「住民参加」について、どのように具体化していきますか。

（１）　県内では、基礎自治体がそれぞれ単独で「計画」を立てるだけではなく、広域的に取り組むべき課題については、連携して対策を立てる動きも進んでいる。当自治体としては、積極的に近隣自治体と地域ブロックを組んで「計画」を策定することを検討している。

（２）「規制委員会」が拙速的に「放射性物質拡散予測」を発表し、「指針」を「決定」したことに対し、自治体の側が意見表明する公的な場が用意されていないことは問題である。地域防災計画を立てていく上で、同様の問題が、県と市町村自治体との間にあってはならないと思うので、当自治体としては、県内の自治体が富山県に対し意見表明し、県と協議するフォーマルな場を、県が設定し自治体に呼びかけることを要望する。

（３）　地域防災計画を策定・運営する過程で、積極的に地域住民の声に耳を傾け、共に考えていく場を設定することを検討したい。

（４）「広域連携」や「住民参加」も大切だが、まずは、それぞれの基礎自治体がしっかりと独自に「計画」の策定を行うことが先決であり、現時点で特に考えていない。

（５）「指針」によると、PPA やそれ以外のエリアでは、地域防災計画に原子力災害対策を特に盛り込まなくてもよいということなので、当自治体としては、「原子力災害対策編」を設けることを現時点では考えていない。

Ⅳ　貴自治体としては、原子力災害対策について、富山県が専門家による第三者機関を設置することについて、どのように考えますか。

（１）　これまで通り、市町村から中央政府へ適切な時期に的確な専門家をリストアップし派遣要請すれば良いので、県は県として独自に専門家による第三者機関を設置すれば良い。

（２）　これまでは、市町村から中央政府へ適切な時期に的確な職種の専門家をリストアップし派遣要請することとなっていたが、それでは判断が大変難しい。それよりも、県が独自に専門家を確保し、基礎自治体に足りない専門性を補うことを求めたい。その意味で、県には、知事の直属の組織として、専門家数人による第三者機関を早期に設置することを要望したい。

（３）　専門的判断を市町村が行うことが困難であることは、間違いない。第三者機関の設置云々よりも、その点を十分考慮して、県の「防災計画」を立てることが先決である。

Ⅴ　最後に、実際に地域防災計画原子力災害対策編を策定する際のことで、お尋ねします。ここでは全問、記述式の回答でお願いいたします。

（１）　「指針」では検討事項として先送りされた事項の中で、「このことは早急に具体的な方針が示されないと、作業が進められない、あるいは進めにくい」というものがありましたら、記述してください。

（２）　原子力災害は単独でなく、複合災害の可能性が大いにあります。地震対策や津波対策、あるいは豪雪対策との複合災害対策を取る必要があると思いますが、その際に、「原子力防災の基準や方針が決まらなければ、他の複合する災害についても対策が立てられない」と苦慮しておられる点がありましたら、記述してください。

（３）　原子力災害対策をしっかり立てる上で必要になってくる、避難道路の確保・港湾の確保・避難所、病院、福祉施設、災害対策本部等の建物のシェルター化など、様々なインフラの整備は、その規模からして自治体の社会資本整備の全体に関わることになりますが、その点についてどのように対処しようと考えていますか。

（４）　地域防災計画作成について、あるいは、原子力災害対策編の作成について、外部のコンサルタントに作成依頼することを予定していますか。依頼する場合、自治体の側からはどのような方針・条件・資料を提示するのですか。

２０１２年１１月１２日

射水市長　　夏野　元志　様

地域防災計画策定責任者 様

越境する原子力災害対策／原子力規制行政を求める住民ネット・富山
略称〈越境〉ネット・富山
代表　埴野（はの）　謙二（けんじ）
富山市牛島新町６－１－９０５
tel 076-441-7843　fax 076-444-6093

質問書

日頃より、住民の安心・安全を第一に、自治体業務に精励しておられることに、敬意を表します。また、今夏には、貴自治体への私・たちの訪問を快く受けてくださり、話し合う機会を設けていただいたことに、改めてお礼申し上げます。

さて、今春に立ち上げられる予定であった原子力規制委員会が、この９月にようやく立ち上がりました。私・たちは、滞っていた中央政府レベルの原子力災害対策が、その遅れを取り戻そうとするあまり、短期間のうちに拙速的に押し進められるのではないかと、懸念してきました。

原子力規制委員会は、「原子力災害対策指針たたき台」に対する意見を「関係自治体」に求めはしましたが、充分な議論を回避するかのように極めて短期間のうちに、自治体から指摘されている多くの重要な検討事項を先送りしたままで、「指針」を「決定」しました。

残念ながら、私・たちの懸念どおりに事が進んでいるように思われてなりません。

貴自治体としては、この事態をどのように受け止めているのでしょうか。私・たちは、以下のことについて質問いたします。誠意をもってお答えください。

設問にはいくつか選択肢を設けましたので、別紙「回答用紙」の該当番号の空欄に〇を付けてください。（重複選択可）なお、該当項目がない場合や特記事項がある場合、また、設問Ｖに関しては、自由記述欄に意見を記述して、お答えください。

別紙「回答用紙」は、１２月１０日までに、同封の封筒に入れて返信してください。今夏より重ねてのお願いとなりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

Ⅰ　貴自治体としては、原子力規制委員会が発表した「放射性物質拡散予測」を、どのように受け止めていますか。

（１）　かねてから富山県が中央政府に要望していたような、SPEEDI を活用しての、季節、風向き、風速、天候などの気象条件を設定し、なおかつ地形も考慮した詳細なシミュレーションではないので、あまり参考にならない。

（２）　事故想定が「福島並み」の想定であって、対象の原発の全ての原子炉から放射性物質が放出され拡散するという最悪の想定ではないので、地域住民は安心できない。最悪の想定でシミュレーションし直すべきである。

（３）　一週間で 100 ｍ Sv となる地点だけを公表されても、当自治体の地域防災計画に反映しようがない。一週間で 100 ｍ Sv という基準は、福島原発事故で政府が採択した避難基準（＝年 20 ｍ Sv）の 260 倍であり、これを基準にしてよいのか。「この基準値に満たない地域なら避難しなくても安心・安全」と言えるような数値ではない。基準値の再設定が必要であると感じる。

（４）　もう一度、SPEEDI を活用するなど、最善を尽くして、詳細なシミュレーション結果を責任をもって公表し直してほしい。

（５）　「放射性物質拡散予測」は、それなりに評価できる。これを基にして、地域防災計画を立てたい。

Ⅱ　貴自治体としては、原子力規制委員会が「原子力災害対策指針」を「決定」したことを、どのように受け止めていますか。

（１）　地域防災計画策定の根幹を左右する重要事項の多くを今後の検討事項として積み残したままで、自治体に来年３月までの「計画」策定を迫る「規制委員会」の進め方には、大いに問題がある。

（２）　「フランスにおける地域情報委員会等を踏まえつつ、必要な処置を速やかに講ずること」とされた衆議院環境委員会での原子力規制委員会設置法案の附帯決議からすると、自治体が事業

者や規制機関を呼び出して地方議員らとの質疑応答の場を設けるといった制度を参考にすべきであるが、そういうことに全く手を着けずに「指針」を「決定」した「規制委員会」の在り方には疑問が残る。もっと自治体が参加する安全対策の仕組みづくりを考えるべきである。

（３）　「規制委員会」から自治体へ、「指針決定」という「ボール」が投げられたわけだが、自治体の側が、公式に「今回決定した『指針』は、そのていをなしていない」という「ボール」を投げ返すことが必要であると考える。

（４）　「たたき台」を出して、自治体から意見を募り、「指針」を「決定」したその手順は、それなりに評価できる。

Ⅲ　貴自治体としては、新しい地域防災計画策定にあたり、「広域連携」と「住民参加」について、どのように具体化していきますか。

（１）　県内では、基礎自治体がそれぞれ単独で「計画」を立てるだけではなく、広域的に取り組むべき課題については、連携して対策を立てる動きも進んでいる。当自治体としては、積極的に近隣自治体と地域ブロックを組んで「計画」を策定することを検討している。

（２）「規制委員会」が拙速的に「放射性物質拡散予測」を発表し、「指針」を「決定」したことに対し、自治体の側が意見表明する公的な場が用意されていないことは問題である。地域防災計画を立てていく上で、同様の問題が、県と市町村自治体との間にあってはならないと思うので、当自治体としては、県内の自治体が富山県に対し意見表明し、県と協議するフォーマルな場を、県が設定し自治体に呼びかけることを要望する。

（３）　地域防災計画を策定・運営する過程で、積極的に地域住民の声に耳を傾け、共に考えていく場を設定することを検討したい。

（４）「広域連携」や「住民参加」も大切だが、まずは、それぞれの基礎自治体がしっかりと独自に「計画」の策定を行うことが先決であり、現時点で特に考えていない。

（５）「指針」によると、PPA やそれ以外のエリアでは、地域防災計画に原子力災害対策を特に盛り込まなくてもよいということなので、当自治体としては、「原子力災害対策編」を設けることを現時点では考えていない。

Ⅳ　貴自治体としては、原子力災害対策について、富山県が専門家による第三者機関を設置することについて、どのように考えますか。

（１）　これまで通り、市町村から中央政府へ適切な時期に的確な専門家をリストアップし派遣要請すれば良いので、県は県として独自に専門家による第三者機関を設置すれば良い。

（２）　これまでは、市町村から中央政府へ適切な時期に的確な職種の専門家をリストアップし派遣要請することとなっていたが、それでは判断が大変難しい。それよりも、県が独自に専門家を確保し、基礎自治体に足りない専門性を補うことを求めたい。その意味で、県には、知事の直属の組織として、専門家数人による第三者機関を早期に設置することを要望したい。

（３）　専門的判断を市町村が行うことが困難であることは、間違いない。第三者機関の設置云々よりも、その点を十分考慮して、県の「防災計画」を立てることが先決である。

Ⅴ　最後に、実際に地域防災計画原子力災害対策編を策定する際のことで、お尋ねします。ここでは全問、記述式の回答でお願いいたします。

（１）　「指針」では検討事項として先送りされた事項の中で、「このことは早急に具体的な方針が示されないと、作業が進められない、あるいは進めにくい」というものがありましたら、記述してください。

（２）　原子力災害は単独でなく、複合災害の可能性が大いにあります。地震対策や津波対策、あるいは豪雪対策との複合災害対策を取る必要があると思いますが、その際に、「原子力防災の基準や方針が決まらなければ、他の複合する災害についても対策が立てられない」と苦慮しておられる点がありましたら、記述してください。

（３）　原子力災害対策をしっかり立てる上で必要になってくる、避難道路の確保・港湾の確保・避難所、病院、福祉施設、災害対策本部等の建物のシェルター化など、様々なインフラの整備は、その規模からして自治体の社会資本整備の全体に関わることになりますが、その点についてどのように対処しようと考えていますか。

（４）　地域防災計画作成について、あるいは、原子力災害対策編の作成について、外部のコンサルタントに作成依頼することを予定していますか。依頼する場合、自治体の側からはどのような方針・条件・資料を提示するのですか。

２０１２年１１月１２日

富山市長　　森　雅志　様

地域防災計画策定責任者 様

越境する原子力災害対策／原子力規制行政を求める住民ネット・富山
略称〈越境〉ネット・富山
代表　埴野（はの）　謙二（けんじ）
富山市牛島新町６－１－９０５
tel 076-441-7843　fax 076-444-6093

質問書

日頃より、住民の安心・安全を第一に、自治体業務に精励しておられることに、敬意を表します。また、今夏には、貴自治体への私・たちの訪問を快く受けてくださり、話し合う機会を設けていただいたことに、改めてお礼申し上げます。

さて、今春に立ち上げられる予定であった原子力規制委員会が、この９月にようやく立ち上がりました。私・たちは、滞っていた中央政府レベルの原子力災害対策が、その遅れを取り戻そうとするあまり、短期間のうちに拙速的に押し進められるのではないかと、懸念してきました。

原子力規制委員会は、「原子力災害対策指針たたき台」に対する意見を「関係自治体」に求めはしましたが、充分な議論を回避するかのように極めて短期間のうちに、自治体から指摘されている多くの重要な検討事項を先送りしたままで、「指針」を「決定」しました。

残念ながら、私・たちの懸念どおりに事が進んでいるように思われてなりません。

貴自治体としては、この事態をどのように受け止めているのでしょうか。私・たちは、以下のことについて質問いたします。誠意をもってお答えください。

設問にはいくつか選択肢を設けましたので、別紙「回答用紙」の該当番号の空欄に○を付けてください。（重複選択可）なお、該当項目がない場合や特記事項がある場合、また、設問Ｖに関しては、自由記述欄に意見を記述して、お答えください。

別紙「回答用紙」は、１２月１０日までに、同封の封筒に入れて返信してください。今夏より重ねてのお願いとなりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

Ⅰ　貴自治体としては、原子力規制委員会が発表した「放射性物質拡散予測」を、どのように受け止めていますか。

（１）　かねてから富山県が中央政府に要望していたような、SPEEDI を活用しての、季節、風向き、風速、天候などの気象条件を設定し、なおかつ地形も考慮した詳細なシミュレーションではないので、あまり参考にならない。

（２）　事故想定が「福島並み」の想定であって、対象の原発の全ての原子炉から放射性物質が放出され拡散するという最悪の想定ではないので、地域住民は安心できない。最悪の想定でシミュレーションし直すべきである。

（３）　一週間で 100 ｍ Sv となる地点だけを公表されても、当自治体の地域防災計画に反映しようがない。一週間で 100 ｍ Sv という基準は、福島原発事故で政府が採択した避難基準（＝年 20 ｍ Sv）の 260 倍であり、これを基準にしてよいのか。「この基準値に満たない地域なら避難しなくても安心・安全」と言えるような数値ではない。基準値の再設定が必要であると感じる。

（４）　もう一度、SPEEDI を活用するなど、最善を尽くして、詳細なシミュレーション結果を責任をもって公表し直してほしい。

（５）　「放射性物質拡散予測」は、それなりに評価できる。これを基にして、地域防災計画を立てたい。

Ⅱ　貴自治体としては、原子力規制委員会が「原子力災害対策指針」を「決定」したことを、どのように受け止めていますか。

（１）　地域防災計画策定の根幹を左右する重要事項の多くを今後の検討事項として積み残したままで、自治体に来年３月までの「計画」策定を迫る「規制委員会」の進め方には、大いに問題がある。

（２）　「フランスにおける地域情報委員会等を踏まえつつ、必要な処置を速やかに講ずること」とされた衆議院環境委員会での原子力規制委員会設置法案の附帯決議からすると、自治体が事業

者や規制機関を呼び出して地方議員らとの質疑応答の場を設けるといった制度を参考にすべきであるが、そういうことに全く手を着けずに「指針」を「決定」した「規制委員会」の在り方には疑問が残る。もっと自治体が参加する安全対策の仕組みづくりを考えるべきである。

（３）　「規制委員会」から自治体へ、「指針決定」という「ボール」が投げられたわけだが、自治体の側が、公式に「今回決定した『指針』は、そのていをなしていない」という「ボール」を投げ返すことが必要であると考える。

（４）　「たたき台」を出して、自治体から意見を募り、「指針」を「決定」したその手順は、それなりに評価できる。

Ⅲ　貴自治体としては、新しい地域防災計画策定にあたり、「広域連携」と「住民参加」について、どのように具体化していきますか。

（１）　県内では、基礎自治体がそれぞれ単独で「計画」を立てるだけではなく、広域的に取り組むべき課題については、連携して対策を立てる動きも進んでいる。当自治体としては、積極的に近隣自治体と地域ブロックを組んで「計画」を策定することを検討している。

（２）「規制委員会」が拙速的に「放射性物質拡散予測」を発表し、「指針」を「決定」したことに対し、自治体の側が意見表明する公的な場が用意されていないことは問題である。地域防災計画を立てていく上で、同様の問題が、県と市町村自治体との間にあってはならないと思うので、当自治体としては、県内の自治体が富山県に対し意見表明し、県と協議するフォーマルな場を、県が設定し自治体に呼びかけることを要望する。

（３）　地域防災計画を策定・運営する過程で、積極的に地域住民の声に耳を傾け、共に考えていく場を設定することを検討したい。

（４）「広域連携」や「住民参加」も大切だが、まずは、それぞれの基礎自治体がしっかりと独自に「計画」の策定を行うことが先決であり、現時点で特に考えていない。

（５）「指針」によると、PPA やそれ以外のエリアでは、地域防災計画に原子力災害対策を特に盛り込まなくてもよいということなので、当自治体としては、「原子力災害対策編」を設けることを現時点では考えていない。

Ⅳ　貴自治体としては、原子力災害対策について、富山県が専門家による第三者機関を設置することについて、どのように考えますか。

（１）　これまで通り、市町村から中央政府へ適切な時期に的確な専門家をリストアップし派遣要請すれば良いので、県は県として独自に専門家による第三者機関を設置すれば良い。

（２）　これまでは、市町村から中央政府へ適切な時期に的確な職種の専門家をリストアップし派遣要請することとなっていたが、それでは判断が大変難しい。それよりも、県が独自に専門家を確保し、基礎自治体に足りない専門性を補うことを求めたい。その意味で、県には、知事の直属の組織として、専門家数人による第三者機関を早期に設置することを要望したい。

（３）　専門的判断を市町村が行うことが困難であることは、間違いない。第三者機関の設置云々よりも、その点を十分考慮して、県の「防災計画」を立てることが先決である。

Ⅴ　最後に、実際に地域防災計画原子力災害対策編を策定する際のことで、お尋ねします。ここでは全問、記述式の回答でお願いいたします。

（１）　「指針」では検討事項として先送りされた事項の中で、「このことは早急に具体的な方針が示されないと、作業が進められない、あるいは進めにくい」というものがありましたら、記述してください。

（２）　原子力災害は単独でなく、複合災害の可能性が大いにあります。地震対策や津波対策、あるいは豪雪対策との複合災害対策を取る必要があると思いますが、その際に、「原子力防災の基準や方針が決まらなければ、他の複合する災害についても対策が立てられない」と苦慮しておられる点がありましたら、記述してください。

（３）　原子力災害対策をしっかり立てる上で必要になってくる、避難道路の確保・港湾の確保・避難所、病院、福祉施設、災害対策本部等の建物のシェルター化など、様々なインフラの整備は、その規模からして自治体の社会資本整備の全体に関わることになりますが、その点についてどのように対処しようと考えていますか。

（４）　地域防災計画作成について、あるいは、原子力災害対策編の作成について、外部のコンサルタントに作成依頼することを予定していますか。依頼する場合、自治体の側からはどのような方針・条件・資料を提示するのですか。

２０１２年１１月１２日

砺波市長　　上田　信雅　様

地域防災計画策定責任者 様

越境する原子力災害対策／原子力規制行政を求める住民ネット・富山
略称〈越境〉ネット・富山
代表　埴野（はの）　謙二（けんじ）
富山市牛島新町６－１－９０５
tel 076-441-7843　fax 076-444-6093

質問書

日頃より、住民の安心・安全を第一に、自治体業務に精励しておられることに、敬意を表します。また、今夏には、貴自治体への私・たちの訪問を快く受けてくださり、話し合う機会を設けていただいたことに、改めてお礼申し上げます。

さて、今春に立ち上げられる予定であった原子力規制委員会が、この９月にようやく立ち上がりました。私・たちは、滞っていた中央政府レベルの原子力災害対策が、その遅れを取り戻そうとするあまり、短期間のうちに拙速的に押し進められるのではないかと、懸念してきました。

原子力規制委員会は、「原子力災害対策指針たたき台」に対する意見を「関係自治体」に求めはしましたが、充分な議論を回避するかのように極めて短期間のうちに、自治体から指摘されている多くの重要な検討事項を先送りしたままで、「指針」を「決定」しました。

残念ながら、私・たちの懸念どおりに事が進んでいるように思われてなりません。

貴自治体としては、この事態をどのように受け止めているのでしょうか。私・たちは、以下のことについて質問いたします。誠意をもってお答えください。

設問にはいくつか選択肢を設けましたので、別紙「回答用紙」の該当番号の空欄に○を付けてください。（重複選択可）なお、該当項目がない場合や特記事項がある場合、また、設問Ｖに関しては、自由記述欄に意見を記述して、お答えください。

別紙「回答用紙」は、１２月１０日までに、同封の封筒に入れて返信してください。今夏より重ねてのお願いとなりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

Ⅰ　貴自治体としては、原子力規制委員会が発表した「放射性物質拡散予測」を、どのように受け止めていますか。

（１）　かねてから富山県が中央政府に要望していたような、SPEEDI を活用しての、季節、風向き、風速、天候などの気象条件を設定し、なおかつ地形も考慮した詳細なシミュレーションではないので、あまり参考にならない。

（２）　事故想定が「福島並み」の想定であって、対象の原発の全ての原子炉から放射性物質が放出され拡散するという最悪の想定ではないので、地域住民は安心できない。最悪の想定でシミュレーションし直すべきである。

（３）　一週間で 100 ｍ Sv となる地点だけを公表されても、当自治体の地域防災計画に反映しようがない。一週間で 100 ｍ Sv という基準は、福島原発事故で政府が採択した避難基準（＝年 20 ｍ Sv）の 260 倍であり、これを基準にしてよいのか。「この基準値に満たない地域なら避難しなくても安心・安全」と言えるような数値ではない。基準値の再設定が必要であると感じる。

（４）　もう一度、SPEEDI を活用するなど、最善を尽くして、詳細なシミュレーション結果を責任をもって公表し直してほしい。

（５）　「放射性物質拡散予測」は、それなりに評価できる。これを基にして、地域防災計画を立てたい。

Ⅱ　貴自治体としては、原子力規制委員会が「原子力災害対策指針」を「決定」したことを、どのように受け止めていますか。

（１）　地域防災計画策定の根幹を左右する重要事項の多くを今後の検討事項として積み残したままで、自治体に来年３月までの「計画」策定を迫る「規制委員会」の進め方には、大いに問題がある。

（２）　「フランスにおける地域情報委員会等を踏まえつつ、必要な処置を速やかに講ずること」とされた衆議院環境委員会での原子力規制委員会設置法案の附帯決議からすると、自治体が事業

者や規制機関を呼び出して地方議員らとの質疑応答の場を設けるといった制度を参考にすべきであるが、そういうことに全く手を着けずに「指針」を「決定」した「規制委員会」の在り方には疑問が残る。もっと自治体が参加する安全対策の仕組みづくりを考えるべきである。

（３）　「規制委員会」から自治体へ、「指針決定」という「ボール」が投げられたわけだが、自治体の側が、公式に「今回決定した『指針』は、そのていをなしていない」という「ボール」を投げ返すことが必要であると考える。

（４）　「たたき台」を出して、自治体から意見を募り、「指針」を「決定」したその手順は、それなりに評価できる。

Ⅲ　貴自治体としては、新しい地域防災計画策定にあたり、「広域連携」と「住民参加」について、どのように具体化していきますか。

（１）　県内では、基礎自治体がそれぞれ単独で「計画」を立てるだけではなく、広域的に取り組むべき課題については、連携して対策を立てる動きも進んでいる。当自治体としては、積極的に近隣自治体と地域ブロックを組んで「計画」を策定することを検討している。

（２）「規制委員会」が拙速的に「放射性物質拡散予測」を発表し、「指針」を「決定」したことに対し、自治体の側が意見表明する公的な場が用意されていないことは問題である。地域防災計画を立てていく上で、同様の問題が、県と市町村自治体との間にあってはならないと思うので、当自治体としては、県内の自治体が富山県に対し意見表明し、県と協議するフォーマルな場を、県が設定し自治体に呼びかけることを要望する。

（３）　地域防災計画を策定・運営する過程で、積極的に地域住民の声に耳を傾け、共に考えていく場を設定することを検討したい。

（４）「広域連携」や「住民参加」も大切だが、まずは、それぞれの基礎自治体がしっかりと独自に「計画」の策定を行うことが先決であり、現時点で特に考えていない。

（５）「指針」によると、PPA やそれ以外のエリアでは、地域防災計画に原子力災害対策を特に盛り込まなくてもよいということなので、当自治体としては、「原子力災害対策編」を設けることを現時点では考えていない。

Ⅳ　貴自治体としては、原子力災害対策について、富山県が専門家による第三者機関を設置することについて、どのように考えますか。

（１）　これまで通り、市町村から中央政府へ適切な時期に的確な専門家をリストアップし派遣要請すれば良いので、県は県として独自に専門家による第三者機関を設置すれば良い。

（２）　これまでは、市町村から中央政府へ適切な時期に的確な職種の専門家をリストアップし派遣要請することとなっていたが、それでは判断が大変難しい。それよりも、県が独自に専門家を確保し、基礎自治体に足りない専門性を補うことを求めたい。その意味で、県には、知事の直属の組織として、専門家数人による第三者機関を早期に設置することを要望したい。

（３）　専門的判断を市町村が行うことが困難であることは、間違いない。第三者機関の設置云々よりも、その点を十分考慮して、県の「防災計画」を立てることが先決である。

Ⅴ　最後に、実際に地域防災計画原子力災害対策編を策定する際のことで、お尋ねします。ここでは全問、記述式の回答でお願いいたします。

（１）　「指針」では検討事項として先送りされた事項の中で、「このことは早急に具体的な方針が示されないと、作業が進められない、あるいは進めにくい」というものがありましたら、記述してください。

（２）　原子力災害は単独でなく、複合災害の可能性が大いにあります。地震対策や津波対策、あるいは豪雪対策との複合災害対策を取る必要があると思いますが、その際に、「原子力防災の基準や方針が決まらなければ、他の複合する災害についても対策が立てられない」と苦慮しておられる点がありましたら、記述してください。

（３）　原子力災害対策をしっかり立てる上で必要になってくる、避難道路の確保・港湾の確保・避難所、病院、福祉施設、災害対策本部等の建物のシェルター化など、様々なインフラの整備は、その規模からして自治体の社会資本整備の全体に関わることになりますが、その点についてどのように対処しようと考えていますか。

（４）　地域防災計画作成について、あるいは、原子力災害対策編の作成について、外部のコンサルタントに作成依頼することを予定していますか。依頼する場合、自治体の側からはどのような方針・条件・資料を提示するのですか。

２０１２年１１月１２日

滑川市長　　上田　昌孝　様

地域防災計画策定責任者 様

越境する原子力災害対策／原子力規制行政を求める住民ネット・富山
略称〈越境〉ネット・富山
代表　埴野（はの）　謙二（けんじ）
富山市牛島新町６－１－９０５
tel 076-441-7843　fax 076-444-6093

質問書

日頃より、住民の安心・安全を第一に、自治体業務に精励しておられることに、敬意を表します。また、今夏には、貴自治体への私・たちの訪問を快く受けてくださり、話し合う機会を設けていただいたことに、改めてお礼申し上げます。

さて、今春に立ち上げられる予定であった原子力規制委員会が、この９月にようやく立ち上がりました。私・たちは、滞っていた中央政府レベルの原子力災害対策が、その遅れを取り戻そうとするあまり、短期間のうちに拙速的に押し進められるのではないかと、懸念してきました。

原子力規制委員会は、「原子力災害対策指針たたき台」に対する意見を「関係自治体」に求めはしましたが、充分な議論を回避するかのように極めて短期間のうちに、自治体から指摘されている多くの重要な検討事項を先送りしたままで、「指針」を「決定」しました。

残念ながら、私・たちの懸念どおりに事が進んでいるように思われてなりません。

貴自治体としては、この事態をどのように受け止めているのでしょうか。私・たちは、以下のことについて質問いたします。誠意をもってお答えください。

設問にはいくつか選択肢を設けましたので、別紙「回答用紙」の該当番号の空欄に○を付けてください。（重複選択可）なお、該当項目がない場合や特記事項がある場合、また、設問Ｖに関しては、自由記述欄に意見を記述して、お答えください。

別紙「回答用紙」は、１２月１０日までに、同封の封筒に入れて返信してください。今夏より重ねてのお願いとなりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

Ⅰ　貴自治体としては、原子力規制委員会が発表した「放射性物質拡散予測」を、どのように受け止めていますか。

（１）　かねてから富山県が中央政府に要望していたような、SPEEDI を活用しての、季節、風向き、風速、天候などの気象条件を設定し、なおかつ地形も考慮した詳細なシミュレーションではないので、あまり参考にならない。

（２）　事故想定が「福島並み」の想定であって、対象の原発の全ての原子炉から放射性物質が放出され拡散するという最悪の想定ではないので、地域住民は安心できない。最悪の想定でシミュレーションし直すべきである。

（３）　一週間で 100 ｍ Sv となる地点だけを公表されても、当自治体の地域防災計画に反映しようがない。一週間で 100 ｍ Sv という基準は、福島原発事故で政府が採択した避難基準（＝年 20 ｍ Sv）の 260 倍であり、これを基準にしてよいのか。「この基準値に満たない地域なら避難しなくても安心・安全」と言えるような数値ではない。基準値の再設定が必要であると感じる。

（４）　もう一度、SPEEDI を活用するなど、最善を尽くして、詳細なシミュレーション結果を責任をもって公表し直してほしい。

（５）　「放射性物質拡散予測」は、それなりに評価できる。これを基にして、地域防災計画を立てたい。

Ⅱ　貴自治体としては、原子力規制委員会が「原子力災害対策指針」を「決定」したことを、どのように受け止めていますか。

（１）　地域防災計画策定の根幹を左右する重要事項の多くを今後の検討事項として積み残したままで、自治体に来年３月までの「計画」策定を迫る「規制委員会」の進め方には、大いに問題がある。

（２）　「フランスにおける地域情報委員会等を踏まえつつ、必要な処置を速やかに講ずること」とされた衆議院環境委員会での原子力規制委員会設置法案の附帯決議からすると、自治体が事業

者や規制機関を呼び出して地方議員らとの質疑応答の場を設けるといった制度を参考にすべきであるが、そういうことに全く手を着けずに「指針」を「決定」した「規制委員会」の在り方には疑問が残る。もっと自治体が参加する安全対策の仕組みづくりを考えるべきである。

（３）　「規制委員会」から自治体へ、「指針決定」という「ボール」が投げられたわけだが、自治体の側が、公式に「今回決定した『指針』は、そのていをなしていない」という「ボール」を投げ返すことが必要であると考える。

（４）　「たたき台」を出して、自治体から意見を募り、「指針」を「決定」したその手順は、それなりに評価できる。

Ⅲ　貴自治体としては、新しい地域防災計画策定にあたり、「広域連携」と「住民参加」について、どのように具体化していきますか。

（１）　県内では、基礎自治体がそれぞれ単独で「計画」を立てるだけではなく、広域的に取り組むべき課題については、連携して対策を立てる動きも進んでいる。当自治体としては、積極的に近隣自治体と地域ブロックを組んで「計画」を策定することを検討している。

（２）「規制委員会」が拙速的に「放射性物質拡散予測」を発表し、「指針」を「決定」したことに対し、自治体の側が意見表明する公的な場が用意されていないことは問題である。地域防災計画を立てていく上で、同様の問題が、県と市町村自治体との間にあってはならないと思うので、当自治体としては、県内の自治体が富山県に対し意見表明し、県と協議するフォーマルな場を、県が設定し自治体に呼びかけることを要望する。

（３）　地域防災計画を策定・運営する過程で、積極的に地域住民の声に耳を傾け、共に考えていく場を設定することを検討したい。

（４）「広域連携」や「住民参加」も大切だが、まずは、それぞれの基礎自治体がしっかりと独自に「計画」の策定を行うことが先決であり、現時点で特に考えていない。

（５）「指針」によると、PPA やそれ以外のエリアでは、地域防災計画に原子力災害対策を特に盛り込まなくてもよいということなので、当自治体としては、「原子力災害対策編」を設けることを現時点では考えていない。

Ⅳ　貴自治体としては、原子力災害対策について、富山県が専門家による第三者機関を設置することについて、どのように考えますか。

（１）　これまで通り、市町村から中央政府へ適切な時期に的確な専門家をリストアップし派遣要請すれば良いので、県は県として独自に専門家による第三者機関を設置すれば良い。

（２）　これまでは、市町村から中央政府へ適切な時期に的確な職種の専門家をリストアップし派遣要請することとなっていたが、それでは判断が大変難しい。それよりも、県が独自に専門家を確保し、基礎自治体に足りない専門性を補うことを求めたい。その意味で、県には、知事の直属の組織として、専門家数人による第三者機関を早期に設置することを要望したい。

（３）　専門的判断を市町村が行うことが困難であることは、間違いない。第三者機関の設置云々よりも、その点を十分考慮して、県の「防災計画」を立てることが先決である。

Ⅴ　最後に、実際に地域防災計画原子力災害対策編を策定する際のことで、お尋ねします。ここでは全問、記述式の回答でお願いいたします。

（１）　「指針」では検討事項として先送りされた事項の中で、「このことは早急に具体的な方針が示されないと、作業が進められない、あるいは進めにくい」というものがありましたら、記述してください。

（２）　原子力災害は単独でなく、複合災害の可能性が大いにあります。地震対策や津波対策、あるいは豪雪対策との複合災害対策を取る必要があると思いますが、その際に、「原子力防災の基準や方針が決まらなければ、他の複合する災害についても対策が立てられない」と苦慮しておられる点がありましたら、記述してください。

（３）　原子力災害対策をしっかり立てる上で必要になってくる、避難道路の確保・港湾の確保・避難所、病院、福祉施設、災害対策本部等の建物のシェルター化など、様々なインフラの整備は、その規模からして自治体の社会資本整備の全体に関わることになりますが、その点についてどのように対処しようと考えていますか。

（４）　地域防災計画作成について、あるいは、原子力災害対策編の作成について、外部のコンサルタントに作成依頼することを予定していますか。依頼する場合、自治体の側からはどのような方針・条件・資料を提示するのですか。

２０１２年１１月１２日

南砺市長　　田中　幹夫　様

地域防災計画策定責任者 様

越境する原子力災害対策／原子力規制行政を求める住民ネット・富山
略称〈越境〉ネット・富山
代表　埴野（はの）　謙二（けんじ）
富山市牛島新町６－１－９０５
tel 076-441-7843　fax 076-444-6093

質問書

日頃より、住民の安心・安全を第一に、自治体業務に精励しておられることに、敬意を表します。また、今夏には、貴自治体への私・たちの訪問を快く受けてくださり、話し合う機会を設けていただいたことに、改めてお礼申し上げます。

さて、今春に立ち上げられる予定であった原子力規制委員会が、この９月にようやく立ち上がりました。私・たちは、滞っていた中央政府レベルの原子力災害対策が、その遅れを取り戻そうとするあまり、短期間のうちに拙速的に押し進められるのではないかと、懸念してきました。

原子力規制委員会は、「原子力災害対策指針たたき台」に対する意見を「関係自治体」に求めはしましたが、充分な議論を回避するかのように極めて短期間のうちに、自治体から指摘されている多くの重要な検討事項を先送りしたままで、「指針」を「決定」しました。

残念ながら、私・たちの懸念どおりに事が進んでいるように思われてなりません。

貴自治体としては、この事態をどのように受け止めているのでしょうか。私・たちは、以下のことについて質問いたします。誠意をもってお答えください。

設問にはいくつか選択肢を設けましたので、別紙「回答用紙」の該当番号の空欄に〇を付けてください。（重複選択可）なお、該当項目がない場合や特記事項がある場合、また、設問Ｖに関しては、自由記述欄に意見を記述して、お答えください。

別紙「回答用紙」は、１２月１０日までに、同封の封筒に入れて返信してください。今夏より重ねてのお願いとなりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

Ⅰ　貴自治体としては、原子力規制委員会が発表した「放射性物質拡散予測」を、どのように受け止めていますか。

（１）　かねてから富山県が中央政府に要望していたような、SPEEDI を活用しての、季節、風向き、風速、天候などの気象条件を設定し、なおかつ地形も考慮した詳細なシミュレーションではないので、あまり参考にならない。

（２）　事故想定が「福島並み」の想定であって、対象の原発の全ての原子炉から放射性物質が放出され拡散するという最悪の想定ではないので、地域住民は安心できない。最悪の想定でシミュレーションし直すべきである。

（３）　一週間で 100 ｍ Sv となる地点だけを公表されても、当自治体の地域防災計画に反映しようがない。一週間で 100 ｍ Sv という基準は、福島原発事故で政府が採択した避難基準（＝年 20 ｍ Sv）の 260 倍であり、これを基準にしてよいのか。「この基準値に満たない地域なら避難しなくても安心・安全」と言えるような数値ではない。基準値の再設定が必要であると感じる。

（４）　もう一度、SPEEDI を活用するなど、最善を尽くして、詳細なシミュレーション結果を責任をもって公表し直してほしい。

（５）　「放射性物質拡散予測」は、それなりに評価できる。これを基にして、地域防災計画を立てたい。

Ⅱ　貴自治体としては、原子力規制委員会が「原子力災害対策指針」を「決定」したことを、どのように受け止めていますか。

（１）　地域防災計画策定の根幹を左右する重要事項の多くを今後の検討事項として積み残したままで、自治体に来年３月までの「計画」策定を迫る「規制委員会」の進め方には、大いに問題がある。

（２）　「フランスにおける地域情報委員会等を踏まえつつ、必要な処置を速やかに講ずること」とされた衆議院環境委員会での原子力規制委員会設置法案の附帯決議からすると、自治体が事業

者や規制機関を呼び出して地方議員らとの質疑応答の場を設けるといった制度を参考にすべきであるが、そういうことに全く手を着けずに「指針」を「決定」した「規制委員会」の在り方には疑問が残る。もっと自治体が参加する安全対策の仕組みづくりを考えるべきである。

（３）　「規制委員会」から自治体へ、「指針決定」という「ボール」が投げられたわけだが、自治体の側が、公式に「今回決定した『指針』は、そのていをなしていない」という「ボール」を投げ返すことが必要であると考える。

（４）　「たたき台」を出して、自治体から意見を募り、「指針」を「決定」したその手順は、それなりに評価できる。

Ⅲ　貴自治体としては、新しい地域防災計画策定にあたり、「広域連携」と「住民参加」について、どのように具体化していきますか。

（１）　県内では、基礎自治体がそれぞれ単独で「計画」を立てるだけではなく、広域的に取り組むべき課題については、連携して対策を立てる動きも進んでいる。当自治体としては、積極的に近隣自治体と地域ブロックを組んで「計画」を策定することを検討している。

（２）「規制委員会」が拙速的に「放射性物質拡散予測」を発表し、「指針」を「決定」したことに対し、自治体の側が意見表明する公的な場が用意されていないことは問題である。地域防災計画を立てていく上で、同様の問題が、県と市町村自治体との間にあってはならないと思うので、当自治体としては、県内の自治体が富山県に対し意見表明し、県と協議するフォーマルな場を、県が設定し自治体に呼びかけることを要望する。

（３）　地域防災計画を策定・運営する過程で、積極的に地域住民の声に耳を傾け、共に考えていく場を設定することを検討したい。

（４）「広域連携」や「住民参加」も大切だが、まずは、それぞれの基礎自治体がしっかりと独自に「計画」の策定を行うことが先決であり、現時点で特に考えていない。

（５）「指針」によると、PPA やそれ以外のエリアでは、地域防災計画に原子力災害対策を特に盛り込まなくてもよいということなので、当自治体としては、「原子力災害対策編」を設けることを現時点では考えていない。

Ⅳ　貴自治体としては、原子力災害対策について、富山県が専門家による第三者機関を設置することについて、どのように考えますか。

（１）　これまで通り、市町村から中央政府へ適切な時期に的確な専門家をリストアップし派遣要請すれば良いので、県は県として独自に専門家による第三者機関を設置すれば良い。

（２）　これまでは、市町村から中央政府へ適切な時期に的確な職種の専門家をリストアップし派遣要請することとなっていたが、それでは判断が大変難しい。それよりも、県が独自に専門家を確保し、基礎自治体に足りない専門性を補うことを求めたい。その意味で、県には、知事の直属の組織として、専門家数人による第三者機関を早期に設置することを要望したい。

（３）　専門的判断を市町村が行うことが困難であることは、間違いない。第三者機関の設置云々よりも、その点を十分考慮して、県の「防災計画」を立てることが先決である。

Ⅴ　最後に、実際に地域防災計画原子力災害対策編を策定する際のことで、お尋ねします。ここでは全問、記述式の回答でお願いいたします。

（１）　「指針」では検討事項として先送りされた事項の中で、「このことは早急に具体的な方針が示されないと、作業が進められない、あるいは進めにくい」というものがありましたら、記述してください。

（２）　原子力災害は単独でなく、複合災害の可能性が大いにあります。地震対策や津波対策、あるいは豪雪対策との複合災害対策を取る必要があると思いますが、その際に、「原子力防災の基準や方針が決まらなければ、他の複合する災害についても対策が立てられない」と苦慮しておられる点がありましたら、記述してください。

（３）　原子力災害対策をしっかり立てる上で必要になってくる、避難道路の確保・港湾の確保・避難所、病院、福祉施設、災害対策本部等の建物のシェルター化など、様々なインフラの整備は、その規模からして自治体の社会資本整備の全体に関わることになりますが、その点についてどのように対処しようと考えていますか。

（４）　地域防災計画作成について、あるいは、原子力災害対策編の作成について、外部のコンサルタントに作成依頼することを予定していますか。依頼する場合、自治体の側からはどのような方針・条件・資料を提示するのですか。

２０１２年１１月１２日

魚津市長　　澤﨑　義敬　様

地域防災計画策定責任者 様

越境する原子力災害対策／原子力規制行政を求める住民ネット・富山
略称〈越境〉ネット・富山
代表　埴野（はの）　謙二（けんじ）
富山市牛島新町６－１－９０５
tel 076-441-7843　fax 076-444-6093

質問書

日頃より、住民の安心・安全を第一に、自治体業務に精励しておられることに、敬意を表します。また、今夏には、貴自治体への私・たちの訪問を快く受けてくださり、話し合う機会を設けていただいたことに、改めてお礼申し上げます。

さて、今春に立ち上げられる予定であった原子力規制委員会が、この９月にようやく立ち上がりました。私・たちは、滞っていた中央政府レベルの原子力災害対策が、その遅れを取り戻そうとするあまり、短期間のうちに拙速的に押し進められるのではないかと、懸念してきました。

原子力規制委員会は、「原子力災害対策指針たたき台」に対する意見を「関係自治体」に求めはしましたが、充分な議論を回避するかのように極めて短期間のうちに、自治体から指摘されている多くの重要な検討事項を先送りしたままで、「指針」を「決定」しました。

残念ながら、私・たちの懸念どおりに事が進んでいるように思われてなりません。

貴自治体としては、この事態をどのように受け止めているのでしょうか。私・たちは、以下のことについて質問いたします。誠意をもってお答えください。

設問にはいくつか選択肢を設けましたので、別紙「回答用紙」の該当番号の空欄に〇を付けてください。（重複選択可）なお、該当項目がない場合や特記事項がある場合、また、設問Ｖに関しては、自由記述欄に意見を記述して、お答えください。

別紙「回答用紙」は、１２月１０日までに、同封の封筒に入れて返信してください。今夏より重ねてのお願いとなりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

Ⅰ　貴自治体としては、原子力規制委員会が発表した「放射性物質拡散予測」を、どのように受け止めていますか。

（１）　かねてから富山県が中央政府に要望していたような、SPEEDI を活用しての、季節、風向き、風速、天候などの気象条件を設定し、なおかつ地形も考慮した詳細なシミュレーションではないので、あまり参考にならない。

（２）　事故想定が「福島並み」の想定であって、対象の原発の全ての原子炉から放射性物質が放出され拡散するという最悪の想定ではないので、地域住民は安心できない。最悪の想定でシミュレーションし直すべきである。

（３）　一週間で 100 ｍ Sv となる地点だけを公表されても、当自治体の地域防災計画に反映しようがない。一週間で 100 ｍ Sv という基準は、福島原発事故で政府が採択した避難基準（＝年 20 ｍ Sv）の 260 倍であり、これを基準にしてよいのか。「この基準値に満たない地域なら避難しなくても安心・安全」と言えるような数値ではない。基準値の再設定が必要であると感じる。

（４）　もう一度、SPEEDI を活用するなど、最善を尽くして、詳細なシミュレーション結果を責任をもって公表し直してほしい。

（５）　「放射性物質拡散予測」は、それなりに評価できる。これを基にして、地域防災計画を立てたい。

Ⅱ　貴自治体としては、原子力規制委員会が「原子力災害対策指針」を「決定」したことを、どのように受け止めていますか。

（１）　地域防災計画策定の根幹を左右する重要事項の多くを今後の検討事項として積み残したままで、自治体に来年３月までの「計画」策定を迫る「規制委員会」の進め方には、大いに問題がある。

（２）　「フランスにおける地域情報委員会等を踏まえつつ、必要な処置を速やかに講ずること」とされた衆議院環境委員会での原子力規制委員会設置法案の附帯決議からすると、自治体が事業

者や規制機関を呼び出して地方議員らとの質疑応答の場を設けるといった制度を参考にすべきであるが、そういうことに全く手を着けずに「指針」を「決定」した「規制委員会」の在り方には疑問が残る。もっと自治体が参加する安全対策の仕組みづくりを考えるべきである。

（３）　「規制委員会」から自治体へ、「指針決定」という「ボール」が投げられたわけだが、自治体の側が、公式に「今回決定した『指針』は、そのていをなしていない」という「ボール」を投げ返すことが必要であると考える。

（４）　「たたき台」を出して、自治体から意見を募り、「指針」を「決定」したその手順は、それなりに評価できる。

Ⅲ　貴自治体としては、新しい地域防災計画策定にあたり、「広域連携」と「住民参加」について、どのように具体化していきますか。

（１）　県内では、基礎自治体がそれぞれ単独で「計画」を立てるだけではなく、広域的に取り組むべき課題については、連携して対策を立てる動きも進んでいる。当自治体としては、積極的に近隣自治体と地域ブロックを組んで「計画」を策定することを検討している。

（２）「規制委員会」が拙速的に「放射性物質拡散予測」を発表し、「指針」を「決定」したことに対し、自治体の側が意見表明する公的な場が用意されていないことは問題である。地域防災計画を立てていく上で、同様の問題が、県と市町村自治体との間にあってはならないと思うので、当自治体としては、県内の自治体が富山県に対し意見表明し、県と協議するフォーマルな場を、県が設定し自治体に呼びかけることを要望する。

（３）　地域防災計画を策定・運営する過程で、積極的に地域住民の声に耳を傾け、共に考えていく場を設定することを検討したい。

（４）「広域連携」や「住民参加」も大切だが、まずは、それぞれの基礎自治体がしっかりと独自に「計画」の策定を行うことが先決であり、現時点で特に考えていない。

（５）「指針」によると、PPA やそれ以外のエリアでは、地域防災計画に原子力災害対策を特に盛り込まなくてもよいということなので、当自治体としては、「原子力災害対策編」を設けることを現時点では考えていない。

Ⅳ　貴自治体としては、原子力災害対策について、富山県が専門家による第三者機関を設置することについて、どのように考えますか。

（１）　これまで通り、市町村から中央政府へ適切な時期に的確な専門家をリストアップし派遣要請すれば良いので、県は県として独自に専門家による第三者機関を設置すれば良い。

（２）　これまでは、市町村から中央政府へ適切な時期に的確な職種の専門家をリストアップし派遣要請することとなっていたが、それでは判断が大変難しい。それよりも、県が独自に専門家を確保し、基礎自治体に足りない専門性を補うことを求めたい。その意味で、県には、知事の直属の組織として、専門家数人による第三者機関を早期に設置することを要望したい。

（３）　専門的判断を市町村が行うことが困難であることは、間違いない。第三者機関の設置云々よりも、その点を十分考慮して、県の「防災計画」を立てることが先決である。

Ⅴ　最後に、実際に地域防災計画原子力災害対策編を策定する際のことで、お尋ねします。ここでは全問、記述式の回答でお願いいたします。

（１）　「指針」では検討事項として先送りされた事項の中で、「このことは早急に具体的な方針が示されないと、作業が進められない、あるいは進めにくい」というものがありましたら、記述してください。

（２）　原子力災害は単独でなく、複合災害の可能性が大いにあります。地震対策や津波対策、あるいは豪雪対策との複合災害対策を取る必要があると思いますが、その際に、「原子力防災の基準や方針が決まらなければ、他の複合する災害についても対策が立てられない」と苦慮しておられる点がありましたら、記述してください。

（３）　原子力災害対策をしっかり立てる上で必要になってくる、避難道路の確保・港湾の確保・避難所、病院、福祉施設、災害対策本部等の建物のシェルター化など、様々なインフラの整備は、その規模からして自治体の社会資本整備の全体に関わることになりますが、その点についてどのように対処しようと考えていますか。

（４）　地域防災計画作成について、あるいは、原子力災害対策編の作成について、外部のコンサルタントに作成依頼することを予定していますか。依頼する場合、自治体の側からはどのような方針・条件・資料を提示するのですか。

２０１２年１１月１２日

入善町長　　米澤 政明　様

地域防災計画策定責任者 様

越境する原子力災害対策／原子力規制行政を求める住民ネット・富山
略称〈越境〉ネット・富山
代表　埴野（はの）　謙二（けんじ）
富山市牛島新町６－１－９０５
tel 076-441-7843　fax 076-444-6093

質問書

日頃より、住民の安心・安全を第一に、自治体業務に精励しておられることに、敬意を表します。また、今夏には、貴自治体への私・たちの訪問を快く受けてくださり、話し合う機会を設けていただいたことに、改めてお礼申し上げます。

さて、今春に立ち上げられる予定であった原子力規制委員会が、この９月にようやく立ち上がりました。私・たちは、滞っていた中央政府レベルの原子力災害対策が、その遅れを取り戻そうとするあまり、短期間のうちに拙速的に押し進められるのではないかと、懸念してきました。

原子力規制委員会は、「原子力災害対策指針たたき台」に対する意見を「関係自治体」に求めはしましたが、充分な議論を回避するかのように極めて短期間のうちに、自治体から指摘されている多くの重要な検討事項を先送りしたままで、「指針」を「決定」しました。

残念ながら、私・たちの懸念どおりに事が進んでいるように思われてなりません。

貴自治体としては、この事態をどのように受け止めているのでしょうか。私・たちは、以下のことについて質問いたします。誠意をもってお答えください。

設問にはいくつか選択肢を設けましたので、別紙「回答用紙」の該当番号の空欄に○を付けてください。（重複選択可）なお、該当項目がない場合や特記事項がある場合、また、設問Ｖに関しては、自由記述欄に意見を記述して、お答えください。

別紙「回答用紙」は、１２月１０日までに、同封の封筒に入れて返信してください。今夏より重ねてのお願いとなりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

Ⅰ　貴自治体としては、原子力規制委員会が発表した「放射性物質拡散予測」を、どのように受け止めていますか。

（１）　かねてから富山県が中央政府に要望していたような、SPEEDI を活用しての、季節、風向き、風速、天候などの気象条件を設定し、なおかつ地形も考慮した詳細なシミュレーションではないので、あまり参考にならない。

（２）　事故想定が「福島並み」の想定であって、対象の原発の全ての原子炉から放射性物質が放出され拡散するという最悪の想定ではないので、地域住民は安心できない。最悪の想定でシミュレーションし直すべきである。

（３）　一週間で 100 ｍ Sv となる地点だけを公表されても、当自治体の地域防災計画に反映しようがない。一週間で 100 ｍ Sv という基準は、福島原発事故で政府が採択した避難基準（＝年 20 ｍ Sv）の 260 倍であり、これを基準にしてよいのか。「この基準値に満たない地域なら避難しなくても安心・安全」と言えるような数値ではない。基準値の再設定が必要であると感じる。

（４）　もう一度、SPEEDI を活用するなど、最善を尽くして、詳細なシミュレーション結果を責任をもって公表し直してほしい。

（５）　「放射性物質拡散予測」は、それなりに評価できる。これを基にして、地域防災計画を立てたい。

Ⅱ　貴自治体としては、原子力規制委員会が「原子力災害対策指針」を「決定」したことを、どのように受け止めていますか。

（１）　地域防災計画策定の根幹を左右する重要事項の多くを今後の検討事項として積み残したままで、自治体に来年３月までの「計画」策定を迫る「規制委員会」の進め方には、大いに問題がある。

（２）　「フランスにおける地域情報委員会等を踏まえつつ、必要な処置を速やかに講ずること」とされた衆議院環境委員会での原子力規制委員会設置法案の附帯決議からすると、自治体が事業

者や規制機関を呼び出して地方議員らとの質疑応答の場を設けるといった制度を参考にすべきであるが、そういうことに全く手を着けずに「指針」を「決定」した「規制委員会」の在り方には疑問が残る。もっと自治体が参加する安全対策の仕組みづくりを考えるべきである。

（３）　「規制委員会」から自治体へ、「指針決定」という「ボール」が投げられたわけだが、自治体の側が、公式に「今回決定した『指針』は、そのていをなしていない」という「ボール」を投げ返すことが必要であると考える。

（４）　「たたき台」を出して、自治体から意見を募り、「指針」を「決定」したその手順は、それなりに評価できる。

Ⅲ　貴自治体としては、新しい地域防災計画策定にあたり、「広域連携」と「住民参加」について、どのように具体化していきますか。

（１）　県内では、基礎自治体がそれぞれ単独で「計画」を立てるだけではなく、広域的に取り組むべき課題については、連携して対策を立てる動きも進んでいる。当自治体としては、積極的に近隣自治体と地域ブロックを組んで「計画」を策定することを検討している。

（２）「規制委員会」が拙速的に「放射性物質拡散予測」を発表し、「指針」を「決定」したことに対し、自治体の側が意見表明する公的な場が用意されていないことは問題である。地域防災計画を立てていく上で、同様の問題が、県と市町村自治体との間にあってはならないと思うので、当自治体としては、県内の自治体が富山県に対し意見表明し、県と協議するフォーマルな場を、県が設定し自治体に呼びかけることを要望する。

（３）　地域防災計画を策定・運営する過程で、積極的に地域住民の声に耳を傾け、共に考えていく場を設定することを検討したい。

（４）「広域連携」や「住民参加」も大切だが、まずは、それぞれの基礎自治体がしっかりと独自に「計画」の策定を行うことが先決であり、現時点で特に考えていない。

（５）「指針」によると、PPA やそれ以外のエリアでは、地域防災計画に原子力災害対策を特に盛り込まなくてもよいということなので、当自治体としては、「原子力災害対策編」を設けることを現時点では考えていない。

Ⅳ　貴自治体としては、原子力災害対策について、富山県が専門家による第三者機関を設置することについて、どのように考えますか。

（１）　これまで通り、市町村から中央政府へ適切な時期に的確な専門家をリストアップし派遣要請すれば良いので、県は県として独自に専門家による第三者機関を設置すれば良い。

（２）　これまでは、市町村から中央政府へ適切な時期に的確な職種の専門家をリストアップし派遣要請することとなっていたが、それでは判断が大変難しい。それよりも、県が独自に専門家を確保し、基礎自治体に足りない専門性を補うことを求めたい。その意味で、県には、知事の直属の組織として、専門家数人による第三者機関を早期に設置することを要望したい。

（３）　専門的判断を市町村が行うことが困難であることは、間違いない。第三者機関の設置云々よりも、その点を十分考慮して、県の「防災計画」を立てることが先決である。

Ⅴ　最後に、実際に地域防災計画原子力災害対策編を策定する際のことで、お尋ねします。ここでは全問、記述式の回答でお願いいたします。

（１）　「指針」では検討事項として先送りされた事項の中で、「このことは早急に具体的な方針が示されないと、作業が進められない、あるいは進めにくい」というものがありましたら、記述してください。

（２）　原子力災害は単独でなく、複合災害の可能性が大いにあります。地震対策や津波対策、あるいは豪雪対策との複合災害対策を取る必要があると思いますが、その際に、「原子力防災の基準や方針が決まらなければ、他の複合する災害についても対策が立てられない」と苦慮しておられる点がありましたら、記述してください。

（３）　原子力災害対策をしっかり立てる上で必要になってくる、避難道路の確保・港湾の確保・避難所、病院、福祉施設、災害対策本部等の建物のシェルター化など、様々なインフラの整備は、その規模からして自治体の社会資本整備の全体に関わることになりますが、その点についてどのように対処しようと考えていますか。

（４）　地域防災計画作成について、あるいは、原子力災害対策編の作成について、外部のコンサルタントに作成依頼することを予定していますか。依頼する場合、自治体の側からはどのような方針・条件・資料を提示するのですか。

２０１２年１１月１２日

黒部市長　　堀内　康男　様

地域防災計画策定責任者 様

越境する原子力災害対策／原子力規制行政を求める住民ネット・富山
略称〈越境〉ネット・富山
代表　埴野（はの）　謙二（けんじ）
富山市牛島新町６－１－９０５
tel 076-441-7843　fax 076-444-6093

質問書

日頃より、住民の安心・安全を第一に、自治体業務に精励しておられることに、敬意を表します。また、今夏には、貴自治体への私・たちの訪問を快く受けてくださり、話し合う機会を設けていただいたことに、改めてお礼申し上げます。

さて、今春に立ち上げられる予定であった原子力規制委員会が、この９月にようやく立ち上がりました。私・たちは、滞っていた中央政府レベルの原子力災害対策が、その遅れを取り戻そうとするあまり、短期間のうちに拙速的に押し進められるのではないかと、懸念してきました。

原子力規制委員会は、「原子力災害対策指針たたき台」に対する意見を「関係自治体」に求めはしましたが、充分な議論を回避するかのように極めて短期間のうちに、自治体から指摘されている多くの重要な検討事項を先送りしたままで、「指針」を「決定」しました。

残念ながら、私・たちの懸念どおりに事が進んでいるように思われてなりません。

貴自治体としては、この事態をどのように受け止めているのでしょうか。私・たちは、以下のことについて質問いたします。誠意をもってお答えください。

設問にはいくつか選択肢を設けましたので、別紙「回答用紙」の該当番号の空欄に○を付けてください。（重複選択可）なお、該当項目がない場合や特記事項がある場合、また、設問Ｖに関しては、自由記述欄に意見を記述して、お答えください。

別紙「回答用紙」は、１２月１０日までに、同封の封筒に入れて返信してください。今夏より重ねてのお願いとなりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

Ⅰ　貴自治体としては、原子力規制委員会が発表した「放射性物質拡散予測」を、どのように受け止めていますか。

（１）　かねてから富山県が中央政府に要望していたような、SPEEDI を活用しての、季節、風向き、風速、天候などの気象条件を設定し、なおかつ地形も考慮した詳細なシミュレーションではないので、あまり参考にならない。

（２）　事故想定が「福島並み」の想定であって、対象の原発の全ての原子炉から放射性物質が放出され拡散するという最悪の想定ではないので、地域住民は安心できない。最悪の想定でシミュレーションし直すべきである。

（３）　一週間で 100 ｍ Sv となる地点だけを公表されても、当自治体の地域防災計画に反映しようがない。一週間で 100 ｍ Sv という基準は、福島原発事故で政府が採択した避難基準（＝年 20 ｍ Sv）の 260 倍であり、これを基準にしてよいのか。「この基準値に満たない地域なら避難しなくても安心・安全」と言えるような数値ではない。基準値の再設定が必要であると感じる。

（４）　もう一度、SPEEDI を活用するなど、最善を尽くして、詳細なシミュレーション結果を責任をもって公表し直してほしい。

（５）　「放射性物質拡散予測」は、それなりに評価できる。これを基にして、地域防災計画を立てたい。

Ⅱ　貴自治体としては、原子力規制委員会が「原子力災害対策指針」を「決定」したことを、どのように受け止めていますか。

（１）　地域防災計画策定の根幹を左右する重要事項の多くを今後の検討事項として積み残したままで、自治体に来年３月までの「計画」策定を迫る「規制委員会」の進め方には、大いに問題がある。

（２）　「フランスにおける地域情報委員会等を踏まえつつ、必要な処置を速やかに講ずること」とされた衆議院環境委員会での原子力規制委員会設置法案の附帯決議からすると、自治体が事業

者や規制機関を呼び出して地方議員らとの質疑応答の場を設けるといった制度を参考にすべきであるが、そういうことに全く手を着けずに「指針」を「決定」した「規制委員会」の在り方には疑問が残る。もっと自治体が参加する安全対策の仕組みづくりを考えるべきである。

（３）　「規制委員会」から自治体へ、「指針決定」という「ボール」が投げられたわけだが、自治体の側が、公式に「今回決定した『指針』は、そのていをなしていない」という「ボール」を投げ返すことが必要であると考える。

（４）　「たたき台」を出して、自治体から意見を募り、「指針」を「決定」したその手順は、それなりに評価できる。

Ⅲ　貴自治体としては、新しい地域防災計画策定にあたり、「広域連携」と「住民参加」について、どのように具体化していきますか。

（１）　県内では、基礎自治体がそれぞれ単独で「計画」を立てるだけではなく、広域的に取り組むべき課題については、連携して対策を立てる動きも進んでいる。当自治体としては、積極的に近隣自治体と地域ブロックを組んで「計画」を策定することを検討している。

（２）「規制委員会」が拙速的に「放射性物質拡散予測」を発表し、「指針」を「決定」したことに対し、自治体の側が意見表明する公的な場が用意されていないことは問題である。地域防災計画を立てていく上で、同様の問題が、県と市町村自治体との間にあってはならないと思うので、当自治体としては、県内の自治体が富山県に対し意見表明し、県と協議するフォーマルな場を、県が設定し自治体に呼びかけることを要望する。

（３）　地域防災計画を策定・運営する過程で、積極的に地域住民の声に耳を傾け、共に考えていく場を設定することを検討したい。

（４）「広域連携」や「住民参加」も大切だが、まずは、それぞれの基礎自治体がしっかりと独自に「計画」の策定を行うことが先決であり、現時点で特に考えていない。

（５）「指針」によると、PPA やそれ以外のエリアでは、地域防災計画に原子力災害対策を特に盛り込まなくてもよいということなので、当自治体としては、「原子力災害対策編」を設けることを現時点では考えていない。

Ⅳ　貴自治体としては、原子力災害対策について、富山県が専門家による第三者機関を設置することについて、どのように考えますか。

（１）　これまで通り、市町村から中央政府へ適切な時期に的確な専門家をリストアップし派遣要請すれば良いので、県は県として独自に専門家による第三者機関を設置すれば良い。

（２）　これまでは、市町村から中央政府へ適切な時期に的確な職種の専門家をリストアップし派遣要請することとなっていたが、それでは判断が大変難しい。それよりも、県が独自に専門家を確保し、基礎自治体に足りない専門性を補うことを求めたい。その意味で、県には、知事の直属の組織として、専門家数人による第三者機関を早期に設置することを要望したい。

（３）　専門的判断を市町村が行うことが困難であることは、間違いない。第三者機関の設置云々よりも、その点を十分考慮して、県の「防災計画」を立てることが先決である。

Ⅴ　最後に、実際に地域防災計画原子力災害対策編を策定する際のことで、お尋ねします。ここでは全問、記述式の回答でお願いいたします。

（１）　「指針」では検討事項として先送りされた事項の中で、「このことは早急に具体的な方針が示されないと、作業が進められない、あるいは進めにくい」というものがありましたら、記述してください。

（２）　原子力災害は単独でなく、複合災害の可能性が大いにあります。地震対策や津波対策、あるいは豪雪対策との複合災害対策を取る必要があると思いますが、その際に、「原子力防災の基準や方針が決まらなければ、他の複合する災害についても対策が立てられない」と苦慮しておられる点がありましたら、記述してください。

（３）　原子力災害対策をしっかり立てる上で必要になってくる、避難道路の確保・港湾の確保・避難所、病院、福祉施設、災害対策本部等の建物のシェルター化など、様々なインフラの整備は、その規模からして自治体の社会資本整備の全体に関わることになりますが、その点についてどのように対処しようと考えていますか。

（４）　地域防災計画作成について、あるいは、原子力災害対策編の作成について、外部のコンサルタントに作成依頼することを予定していますか。依頼する場合、自治体の側からはどのような方針・条件・資料を提示するのですか。

２０１２年１１月１２日

朝日町長　　脇　四計夫　様

地域防災計画策定責任者 様

越境する原子力災害対策／原子力規制行政を求める住民ネット・富山
略称〈越境〉ネット・富山
代表　埴野（はの）　謙二（けんじ）
富山市牛島新町６－１－９０５
tel 076-441-7843　fax 076-444-6093

質問書

日頃より、住民の安心・安全を第一に、自治体業務に精励しておられることに、敬意を表します。また、今夏には、貴自治体への私・たちの訪問を快く受けてくださり、話し合う機会を設けていただいたことに、改めてお礼申し上げます。

さて、今春に立ち上げられる予定であった原子力規制委員会が、この９月にようやく立ち上がりました。私・たちは、滞っていた中央政府レベルの原子力災害対策が、その遅れを取り戻そうとするあまり、短期間のうちに拙速的に押し進められるのではないかと、懸念してきました。

原子力規制委員会は、「原子力災害対策指針たたき台」に対する意見を「関係自治体」に求めはしましたが、充分な議論を回避するかのように極めて短期間のうちに、自治体から指摘されている多くの重要な検討事項を先送りしたままで、「指針」を「決定」しました。

残念ながら、私・たちの懸念どおりに事が進んでいるように思われてなりません。

貴自治体としては、この事態をどのように受け止めているのでしょうか。私・たちは、以下のことについて質問いたします。誠意をもってお答えください。

設問にはいくつか選択肢を設けましたので、別紙「回答用紙」の該当番号の空欄に〇を付けてください。（重複選択可）なお、該当項目がない場合や特記事項がある場合、また、設問Ｖに関しては、自由記述欄に意見を記述して、お答えください。

別紙「回答用紙」は、１２月１０日までに、同封の封筒に入れて返信してください。今夏より重ねてのお願いとなりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

Ⅰ　貴自治体としては、原子力規制委員会が発表した「放射性物質拡散予測」を、どのように受け止めていますか。

（１）　かねてから富山県が中央政府に要望していたような、SPEEDI を活用しての、季節、風向き、風速、天候などの気象条件を設定し、なおかつ地形も考慮した詳細なシミュレーションではないので、あまり参考にならない。

（２）　事故想定が「福島並み」の想定であって、対象の原発の全ての原子炉から放射性物質が放出され拡散するという最悪の想定ではないので、地域住民は安心できない。最悪の想定でシミュレーションし直すべきである。

（３）　一週間で 100 ｍ Sv となる地点だけを公表されても、当自治体の地域防災計画に反映しようがない。一週間で 100 ｍ Sv という基準は、福島原発事故で政府が採択した避難基準（＝年 20 ｍ Sv）の 260 倍であり、これを基準にしてよいのか。「この基準値に満たない地域なら避難しなくても安心・安全」と言えるような数値ではない。基準値の再設定が必要であると感じる。

（４）　もう一度、SPEEDI を活用するなど、最善を尽くして、詳細なシミュレーション結果を責任をもって公表し直してほしい。

（５）　「放射性物質拡散予測」は、それなりに評価できる。これを基にして、地域防災計画を立てたい。

Ⅱ　貴自治体としては、原子力規制委員会が「原子力災害対策指針」を「決定」したことを、どのように受け止めていますか。

（１）　地域防災計画策定の根幹を左右する重要事項の多くを今後の検討事項として積み残したままで、自治体に来年３月までの「計画」策定を迫る「規制委員会」の進め方には、大いに問題がある。

（２）　「フランスにおける地域情報委員会等を踏まえつつ、必要な処置を速やかに講ずること」とされた衆議院環境委員会での原子力規制委員会設置法案の附帯決議からすると、自治体が事業

者や規制機関を呼び出して地方議員らとの質疑応答の場を設けるといった制度を参考にすべきであるが、そういうことに全く手を着けずに「指針」を「決定」した「規制委員会」の在り方には疑問が残る。もっと自治体が参加する安全対策の仕組みづくりを考えるべきである。

（３）　「規制委員会」から自治体へ、「指針決定」という「ボール」が投げられたわけだが、自治体の側が、公式に「今回決定した『指針』は、そのていをなしていない」という「ボール」を投げ返すことが必要であると考える。

（４）　「たたき台」を出して、自治体から意見を募り、「指針」を「決定」したその手順は、それなりに評価できる。

Ⅲ　貴自治体としては、新しい地域防災計画策定にあたり、「広域連携」と「住民参加」について、どのように具体化していきますか。

（１）　県内では、基礎自治体がそれぞれ単独で「計画」を立てるだけではなく、広域的に取り組むべき課題については、連携して対策を立てる動きも進んでいる。当自治体としては、積極的に近隣自治体と地域ブロックを組んで「計画」を策定することを検討している。

（２）「規制委員会」が拙速的に「放射性物質拡散予測」を発表し、「指針」を「決定」したことに対し、自治体の側が意見表明する公的な場が用意されていないことは問題である。地域防災計画を立てていく上で、同様の問題が、県と市町村自治体との間にあってはならないと思うので、当自治体としては、県内の自治体が富山県に対し意見表明し、県と協議するフォーマルな場を、県が設定し自治体に呼びかけることを要望する。

（３）　地域防災計画を策定・運営する過程で、積極的に地域住民の声に耳を傾け、共に考えていく場を設定することを検討したい。

（４）「広域連携」や「住民参加」も大切だが、まずは、それぞれの基礎自治体がしっかりと独自に「計画」の策定を行うことが先決であり、現時点で特に考えていない。

（５）「指針」によると、PPA やそれ以外のエリアでは、地域防災計画に原子力災害対策を特に盛り込まなくてもよいということなので、当自治体としては、「原子力災害対策編」を設けることを現時点では考えていない。

Ⅳ　貴自治体としては、原子力災害対策について、富山県が専門家による第三者機関を設置することについて、どのように考えますか。

（１）　これまで通り、市町村から中央政府へ適切な時期に的確な専門家をリストアップし派遣要請すれば良いので、県は県として独自に専門家による第三者機関を設置すれば良い。

（２）　これまでは、市町村から中央政府へ適切な時期に的確な職種の専門家をリストアップし派遣要請することとなっていたが、それでは判断が大変難しい。それよりも、県が独自に専門家を確保し、基礎自治体に足りない専門性を補うことを求めたい。その意味で、県には、知事の直属の組織として、専門家数人による第三者機関を早期に設置することを要望したい。

（３）　専門的判断を市町村が行うことが困難であることは、間違いない。第三者機関の設置云々よりも、その点を十分考慮して、県の「防災計画」を立てることが先決である。

Ⅴ　最後に、実際に地域防災計画原子力災害対策編を策定する際のことで、お尋ねします。ここでは全問、記述式の回答でお願いいたします。

（１）　「指針」では検討事項として先送りされた事項の中で、「このことは早急に具体的な方針が示されないと、作業が進められない、あるいは進めにくい」というものがありましたら、記述してください。

（２）　原子力災害は単独でなく、複合災害の可能性が大いにあります。地震対策や津波対策、あるいは豪雪対策との複合災害対策を取る必要があると思いますが、その際に、「原子力防災の基準や方針が決まらなければ、他の複合する災害についても対策が立てられない」と苦慮しておられる点がありましたら、記述してください。

（３）　原子力災害対策をしっかり立てる上で必要になってくる、避難道路の確保・港湾の確保・避難所、病院、福祉施設、災害対策本部等の建物のシェルター化など、様々なインフラの整備は、その規模からして自治体の社会資本整備の全体に関わることになりますが、その点についてどのように対処しようと考えていますか。

（４）　地域防災計画作成について、あるいは、原子力災害対策編の作成について、外部のコンサルタントに作成依頼することを予定していますか。依頼する場合、自治体の側からはどのような方針・条件・資料を提示するのですか。

２０１２年１１月１２日

上市町長　　伊東　尚志　様

地域防災計画策定責任者 様

越境する原子力災害対策／原子力規制行政を求める住民ネット・富山
略称〈越境〉ネット・富山
代表　埴野（はの）　謙二（けんじ）
富山市牛島新町６－１－９０５
tel 076-441-7843　fax 076-444-6093

質問書

日頃より、住民の安心・安全を第一に、自治体業務に精励しておられることに、敬意を表します。また、今夏には、貴自治体への私・たちの訪問を快く受けてくださり、話し合う機会を設けていただいたことに、改めてお礼申し上げます。

さて、今春に立ち上げられる予定であった原子力規制委員会が、この９月にようやく立ち上がりました。私・たちは、滞っていた中央政府レベルの原子力災害対策が、その遅れを取り戻そうとするあまり、短期間のうちに拙速的に押し進められるのではないかと、懸念してきました。

原子力規制委員会は、「原子力災害対策指針たたき台」に対する意見を「関係自治体」に求めはしましたが、充分な議論を回避するかのように極めて短期間のうちに、自治体から指摘されている多くの重要な検討事項を先送りしたままで、「指針」を「決定」しました。

残念ながら、私・たちの懸念どおりに事が進んでいるように思われてなりません。

貴自治体としては、この事態をどのように受け止めているのでしょうか。私・たちは、以下のことについて質問いたします。誠意をもってお答えください。

設問にはいくつか選択肢を設けましたので、別紙「回答用紙」の該当番号の空欄に○を付けてください。（重複選択可）なお、該当項目がない場合や特記事項がある場合、また、設問Ｖに関しては、自由記述欄に意見を記述して、お答えください。

別紙「回答用紙」は、１２月１０日までに、同封の封筒に入れて返信してください。今夏より重ねてのお願いとなりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

Ⅰ　貴自治体としては、原子力規制委員会が発表した「放射性物質拡散予測」を、どのように受け止めていますか。

（１）　かねてから富山県が中央政府に要望していたような、SPEEDI を活用しての、季節、風向き、風速、天候などの気象条件を設定し、なおかつ地形も考慮した詳細なシミュレーションではないので、あまり参考にならない。

（２）　事故想定が「福島並み」の想定であって、対象の原発の全ての原子炉から放射性物質が放出され拡散するという最悪の想定ではないので、地域住民は安心できない。最悪の想定でシミュレーションし直すべきである。

（３）　一週間で 100 ｍ Sv となる地点だけを公表されても、当自治体の地域防災計画に反映しようがない。一週間で 100 ｍ Sv という基準は、福島原発事故で政府が採択した避難基準（＝年 20 ｍ Sv）の 260 倍であり、これを基準にしてよいのか。「この基準値に満たない地域なら避難しなくても安心・安全」と言えるような数値ではない。基準値の再設定が必要であると感じる。

（４）　もう一度、SPEEDI を活用するなど、最善を尽くして、詳細なシミュレーション結果を責任をもって公表し直してほしい。

（５）　「放射性物質拡散予測」は、それなりに評価できる。これを基にして、地域防災計画を立てたい。

Ⅱ　貴自治体としては、原子力規制委員会が「原子力災害対策指針」を「決定」したことを、どのように受け止めていますか。

（１）　地域防災計画策定の根幹を左右する重要事項の多くを今後の検討事項として積み残したままで、自治体に来年３月までの「計画」策定を迫る「規制委員会」の進め方には、大いに問題がある。

（２）　「フランスにおける地域情報委員会等を踏まえつつ、必要な処置を速やかに講ずること」とされた衆議院環境委員会での原子力規制委員会設置法案の附帯決議からすると、自治体が事業

者や規制機関を呼び出して地方議員らとの質疑応答の場を設けるといった制度を参考にすべきであるが、そういうことに全く手を着けずに「指針」を「決定」した「規制委員会」の在り方には疑問が残る。もっと自治体が参加する安全対策の仕組みづくりを考えるべきである。

（３）　「規制委員会」から自治体へ、「指針決定」という「ボール」が投げられたわけだが、自治体の側が、公式に「今回決定した『指針』は、そのていをなしていない」という「ボール」を投げ返すことが必要であると考える。

（４）　「たたき台」を出して、自治体から意見を募り、「指針」を「決定」したその手順は、それなりに評価できる。

Ⅲ　貴自治体としては、新しい地域防災計画策定にあたり、「広域連携」と「住民参加」について、どのように具体化していきますか。

（１）　県内では、基礎自治体がそれぞれ単独で「計画」を立てるだけではなく、広域的に取り組むべき課題については、連携して対策を立てる動きも進んでいる。当自治体としては、積極的に近隣自治体と地域ブロックを組んで「計画」を策定することを検討している。

（２）「規制委員会」が拙速的に「放射性物質拡散予測」を発表し、「指針」を「決定」したことに対し、自治体の側が意見表明する公的な場が用意されていないことは問題である。地域防災計画を立てていく上で、同様の問題が、県と市町村自治体との間にあってはならないと思うので、当自治体としては、県内の自治体が富山県に対し意見表明し、県と協議するフォーマルな場を、県が設定し自治体に呼びかけることを要望する。

（３）　地域防災計画を策定・運営する過程で、積極的に地域住民の声に耳を傾け、共に考えていく場を設定することを検討したい。

（４）「広域連携」や「住民参加」も大切だが、まずは、それぞれの基礎自治体がしっかりと独自に「計画」の策定を行うことが先決であり、現時点で特に考えていない。

（５）「指針」によると、PPA やそれ以外のエリアでは、地域防災計画に原子力災害対策を特に盛り込まなくてもよいということなので、当自治体としては、「原子力災害対策編」を設けることを現時点では考えていない。

Ⅳ　貴自治体としては、原子力災害対策について、富山県が専門家による第三者機関を設置することについて、どのように考えますか。

（１）　これまで通り、市町村から中央政府へ適切な時期に的確な専門家をリストアップし派遣要請すれば良いので、県は県として独自に専門家による第三者機関を設置すれば良い。

（２）　これまでは、市町村から中央政府へ適切な時期に的確な職種の専門家をリストアップし派遣要請することとなっていたが、それでは判断が大変難しい。それよりも、県が独自に専門家を確保し、基礎自治体に足りない専門性を補うことを求めたい。その意味で、県には、知事の直属の組織として、専門家数人による第三者機関を早期に設置することを要望したい。

（３）　専門的判断を市町村が行うことが困難であることは、間違いない。第三者機関の設置云々よりも、その点を十分考慮して、県の「防災計画」を立てることが先決である。

Ⅴ　最後に、実際に地域防災計画原子力災害対策編を策定する際のことで、お尋ねします。ここでは全問、記述式の回答でお願いいたします。

（１）　「指針」では検討事項として先送りされた事項の中で、「このことは早急に具体的な方針が示されないと、作業が進められない、あるいは進めにくい」というものがありましたら、記述してください。

（２）　原子力災害は単独でなく、複合災害の可能性が大いにあります。地震対策や津波対策、あるいは豪雪対策との複合災害対策を取る必要があると思いますが、その際に、「原子力防災の基準や方針が決まらなければ、他の複合する災害についても対策が立てられない」と苦慮しておられる点がありましたら、記述してください。

（３）　原子力災害対策をしっかり立てる上で必要になってくる、避難道路の確保・港湾の確保・避難所、病院、福祉施設、災害対策本部等の建物のシェルター化など、様々なインフラの整備は、その規模からして自治体の社会資本整備の全体に関わることになりますが、その点についてどのように対処しようと考えていますか。

（４）　地域防災計画作成について、あるいは、原子力災害対策編の作成について、外部のコンサルタントに作成依頼することを予定していますか。依頼する場合、自治体の側からはどのような方針・条件・資料を提示するのですか。

２０１２年１１月１２日

立山町長　　舟橋 貴之　様

地域防災計画策定責任者 様

越境する原子力災害対策／原子力規制行政を求める住民ネット・富山
略称〈越境〉ネット・富山
代表　埴野（はの）　謙二（けんじ）
富山市牛島新町６－１－９０５
tel 076-441-7843　fax 076-444-6093

質問書

日頃より、住民の安心・安全を第一に、自治体業務に精励しておられることに、敬意を表します。また、今夏には、貴自治体への私・たちの訪問を快く受けてくださり、話し合う機会を設けていただいたことに、改めてお礼申し上げます。

さて、今春に立ち上げられる予定であった原子力規制委員会が、この９月にようやく立ち上がりました。私・たちは、滞っていた中央政府レベルの原子力災害対策が、その遅れを取り戻そうとするあまり、短期間のうちに拙速的に押し進められるのではないかと、懸念してきました。

原子力規制委員会は、「原子力災害対策指針たたき台」に対する意見を「関係自治体」に求めはしましたが、充分な議論を回避するかのように極めて短期間のうちに、自治体から指摘されている多くの重要な検討事項を先送りしたままで、「指針」を「決定」しました。

残念ながら、私・たちの懸念どおりに事が進んでいるように思われてなりません。

貴自治体としては、この事態をどのように受け止めているのでしょうか。私・たちは、以下のことについて質問いたします。誠意をもってお答えください。

設問にはいくつか選択肢を設けましたので、別紙「回答用紙」の該当番号の空欄に〇を付けてください。（重複選択可）なお、該当項目がない場合や特記事項がある場合、また、設問Ｖに関しては、自由記述欄に意見を記述して、お答えください。

別紙「回答用紙」は、１２月１０日までに、同封の封筒に入れて返信してください。今夏より重ねてのお願いとなりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

Ⅰ　貴自治体としては、原子力規制委員会が発表した「放射性物質拡散予測」を、どのように受け止めていますか。

（１）　かねてから富山県が中央政府に要望していたような、SPEEDI を活用しての、季節、風向き、風速、天候などの気象条件を設定し、なおかつ地形も考慮した詳細なシミュレーションではないので、あまり参考にならない。

（２）　事故想定が「福島並み」の想定であって、対象の原発の全ての原子炉から放射性物質が放出され拡散するという最悪の想定ではないので、地域住民は安心できない。最悪の想定でシミュレーションし直すべきである。

（３）　一週間で 100 ｍ Sv となる地点だけを公表されても、当自治体の地域防災計画に反映しようがない。一週間で 100 ｍ Sv という基準は、福島原発事故で政府が採択した避難基準（＝年 20 ｍ Sv）の 260 倍であり、これを基準にしてよいのか。「この基準値に満たない地域なら避難しなくても安心・安全」と言えるような数値ではない。基準値の再設定が必要であると感じる。

（４）　もう一度、SPEEDI を活用するなど、最善を尽くして、詳細なシミュレーション結果を責任をもって公表し直してほしい。

（５）　「放射性物質拡散予測」は、それなりに評価できる。これを基にして、地域防災計画を立てたい。

Ⅱ　貴自治体としては、原子力規制委員会が「原子力災害対策指針」を「決定」したことを、どのように受け止めていますか。

（１）　地域防災計画策定の根幹を左右する重要事項の多くを今後の検討事項として積み残したままで、自治体に来年３月までの「計画」策定を迫る「規制委員会」の進め方には、大いに問題がある。

（２）　「フランスにおける地域情報委員会等を踏まえつつ、必要な処置を速やかに講ずること」とされた衆議院環境委員会での原子力規制委員会設置法案の附帯決議からすると、自治体が事業

者や規制機関を呼び出して地方議員らとの質疑応答の場を設けるといった制度を参考にすべきであるが、そういうことに全く手を着けずに「指針」を「決定」した「規制委員会」の在り方には疑問が残る。もっと自治体が参加する安全対策の仕組みづくりを考えるべきである。

（３）　「規制委員会」から自治体へ、「指針決定」という「ボール」が投げられたわけだが、自治体の側が、公式に「今回決定した『指針』は、そのていをなしていない」という「ボール」を投げ返すことが必要であると考える。

（４）　「たたき台」を出して、自治体から意見を募り、「指針」を「決定」したその手順は、それなりに評価できる。

Ⅲ　貴自治体としては、新しい地域防災計画策定にあたり、「広域連携」と「住民参加」について、どのように具体化していきますか。

（１）　県内では、基礎自治体がそれぞれ単独で「計画」を立てるだけではなく、広域的に取り組むべき課題については、連携して対策を立てる動きも進んでいる。当自治体としては、積極的に近隣自治体と地域ブロックを組んで「計画」を策定することを検討している。

（２）「規制委員会」が拙速的に「放射性物質拡散予測」を発表し、「指針」を「決定」したことに対し、自治体の側が意見表明する公的な場が用意されていないことは問題である。地域防災計画を立てていく上で、同様の問題が、県と市町村自治体との間にあってはならないと思うので、当自治体としては、県内の自治体が富山県に対し意見表明し、県と協議するフォーマルな場を、県が設定し自治体に呼びかけることを要望する。

（３）　地域防災計画を策定・運営する過程で、積極的に地域住民の声に耳を傾け、共に考えていく場を設定することを検討したい。

（４）「広域連携」や「住民参加」も大切だが、まずは、それぞれの基礎自治体がしっかりと独自に「計画」の策定を行うことが先決であり、現時点で特に考えていない。

（５）「指針」によると、PPA やそれ以外のエリアでは、地域防災計画に原子力災害対策を特に盛り込まなくてもよいということなので、当自治体としては、「原子力災害対策編」を設けることを現時点では考えていない。

Ⅳ　貴自治体としては、原子力災害対策について、富山県が専門家による第三者機関を設置することについて、どのように考えますか。

（１）　これまで通り、市町村から中央政府へ適切な時期に的確な専門家をリストアップし派遣要請すれば良いので、県は県として独自に専門家による第三者機関を設置すれば良い。

（２）　これまでは、市町村から中央政府へ適切な時期に的確な職種の専門家をリストアップし派遣要請することとなっていたが、それでは判断が大変難しい。それよりも、県が独自に専門家を確保し、基礎自治体に足りない専門性を補うことを求めたい。その意味で、県には、知事の直属の組織として、専門家数人による第三者機関を早期に設置することを要望したい。

（３）　専門的判断を市町村が行うことが困難であることは、間違いない。第三者機関の設置云々よりも、その点を十分考慮して、県の「防災計画」を立てることが先決である。

Ⅴ　最後に、実際に地域防災計画原子力災害対策編を策定する際のことで、お尋ねします。ここでは全問、記述式の回答でお願いいたします。

（１）　「指針」では検討事項として先送りされた事項の中で、「このことは早急に具体的な方針が示されないと、作業が進められない、あるいは進めにくい」というものがありましたら、記述してください。

（２）　原子力災害は単独でなく、複合災害の可能性が大いにあります。地震対策や津波対策、あるいは豪雪対策との複合災害対策を取る必要があると思いますが、その際に、「原子力防災の基準や方針が決まらなければ、他の複合する災害についても対策が立てられない」と苦慮しておられる点がありましたら、記述してください。

（３）　原子力災害対策をしっかり立てる上で必要になってくる、避難道路の確保・港湾の確保・避難所、病院、福祉施設、災害対策本部等の建物のシェルター化など、様々なインフラの整備は、その規模からして自治体の社会資本整備の全体に関わることになりますが、その点についてどのように対処しようと考えていますか。

（４）　地域防災計画作成について、あるいは、原子力災害対策編の作成について、外部のコンサルタントに作成依頼することを予定していますか。依頼する場合、自治体の側からはどのような方針・条件・資料を提示するのですか。

２０１２年１１月１２日

舟橋村長　　金森　勝雄　様

地域防災計画策定責任者 様

越境する原子力災害対策／原子力規制行政を求める住民ネット・富山
略称〈越境〉ネット・富山
代表　埴野（はの）　謙二（けんじ）
富山市牛島新町６－１－９０５
tel 076-441-7843　fax 076-444-6093

質問書

日頃より、住民の安心・安全を第一に、自治体業務に精励しておられることに、敬意を表します。また、今夏には、貴自治体への私・たちの訪問を快く受けてくださり、話し合う機会を設けていただいたことに、改めてお礼申し上げます。

さて、今春に立ち上げられる予定であった原子力規制委員会が、この９月にようやく立ち上がりました。私・たちは、滞っていた中央政府レベルの原子力災害対策が、その遅れを取り戻そうとするあまり、短期間のうちに拙速的に押し進められるのではないかと、懸念してきました。

原子力規制委員会は、「原子力災害対策指針たたき台」に対する意見を「関係自治体」に求めはしましたが、充分な議論を回避するかのように極めて短期間のうちに、自治体から指摘されている多くの重要な検討事項を先送りしたままで、「指針」を「決定」しました。

残念ながら、私・たちの懸念どおりに事が進んでいるように思われてなりません。

貴自治体としては、この事態をどのように受け止めているのでしょうか。私・たちは、以下のことについて質問いたします。誠意をもってお答えください。

設問にはいくつか選択肢を設けましたので、別紙「回答用紙」の該当番号の空欄に○を付けてください。（重複選択可）なお、該当項目がない場合や特記事項がある場合、また、設問Ｖに関しては、自由記述欄に意見を記述して、お答えください。

別紙「回答用紙」は、１２月１０日までに、同封の封筒に入れて返信してください。今夏より重ねてのお願いとなりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

Ⅰ　貴自治体としては、原子力規制委員会が発表した「放射性物質拡散予測」を、どのように受け止めていますか。

（１）　かねてから富山県が中央政府に要望していたような、SPEEDI を活用しての、季節、風向き、風速、天候などの気象条件を設定し、なおかつ地形も考慮した詳細なシミュレーションではないので、あまり参考にならない。

（２）　事故想定が「福島並み」の想定であって、対象の原発の全ての原子炉から放射性物質が放出され拡散するという最悪の想定ではないので、地域住民は安心できない。最悪の想定でシミュレーションし直すべきである。

（３）　一週間で 100 ｍ Sv となる地点だけを公表されても、当自治体の地域防災計画に反映しようがない。一週間で 100 ｍ Sv という基準は、福島原発事故で政府が採択した避難基準（＝年 20 ｍ Sv）の 260 倍であり、これを基準にしてよいのか。「この基準値に満たない地域なら避難しなくても安心・安全」と言えるような数値ではない。基準値の再設定が必要であると感じる。

（４）　もう一度、SPEEDI を活用するなど、最善を尽くして、詳細なシミュレーション結果を責任をもって公表し直してほしい。

（５）　「放射性物質拡散予測」は、それなりに評価できる。これを基にして、地域防災計画を立てたい。

Ⅱ　貴自治体としては、原子力規制委員会が「原子力災害対策指針」を「決定」したことを、どのように受け止めていますか。

（１）　地域防災計画策定の根幹を左右する重要事項の多くを今後の検討事項として積み残したままで、自治体に来年３月までの「計画」策定を迫る「規制委員会」の進め方には、大いに問題がある。

（２）　「フランスにおける地域情報委員会等を踏まえつつ、必要な処置を速やかに講ずること」とされた衆議院環境委員会での原子力規制委員会設置法案の附帯決議からすると、自治体が事業

者や規制機関を呼び出して地方議員らとの質疑応答の場を設けるといった制度を参考にすべきであるが、そういうことに全く手を着けずに「指針」を「決定」した「規制委員会」の在り方には疑問が残る。もっと自治体が参加する安全対策の仕組みづくりを考えるべきである。

（３）　「規制委員会」から自治体へ、「指針決定」という「ボール」が投げられたわけだが、自治体の側が、公式に「今回決定した『指針』は、そのていをなしていない」という「ボール」を投げ返すことが必要であると考える。

（４）　「たたき台」を出して、自治体から意見を募り、「指針」を「決定」したその手順は、それなりに評価できる。

Ⅲ　貴自治体としては、新しい地域防災計画策定にあたり、「広域連携」と「住民参加」について、どのように具体化していきますか。

（１）　県内では、基礎自治体がそれぞれ単独で「計画」を立てるだけではなく、広域的に取り組むべき課題については、連携して対策を立てる動きも進んでいる。当自治体としては、積極的に近隣自治体と地域ブロックを組んで「計画」を策定することを検討している。

（２）「規制委員会」が拙速的に「放射性物質拡散予測」を発表し、「指針」を「決定」したことに対し、自治体の側が意見表明する公的な場が用意されていないことは問題である。地域防災計画を立てていく上で、同様の問題が、県と市町村自治体との間にあってはならないと思うので、当自治体としては、県内の自治体が富山県に対し意見表明し、県と協議するフォーマルな場を、県が設定し自治体に呼びかけることを要望する。

（３）　地域防災計画を策定・運営する過程で、積極的に地域住民の声に耳を傾け、共に考えていく場を設定することを検討したい。

（４）「広域連携」や「住民参加」も大切だが、まずは、それぞれの基礎自治体がしっかりと独自に「計画」の策定を行うことが先決であり、現時点で特に考えていない。

（５）「指針」によると、PPA やそれ以外のエリアでは、地域防災計画に原子力災害対策を特に盛り込まなくてもよいということなので、当自治体としては、「原子力災害対策編」を設けることを現時点では考えていない。

Ⅳ　貴自治体としては、原子力災害対策について、富山県が専門家による第三者機関を設置することについて、どのように考えますか。

（１）　これまで通り、市町村から中央政府へ適切な時期に的確な専門家をリストアップし派遣要請すれば良いので、県は県として独自に専門家による第三者機関を設置すれば良い。

（２）　これまでは、市町村から中央政府へ適切な時期に的確な職種の専門家をリストアップし派遣要請することとなっていたが、それでは判断が大変難しい。それよりも、県が独自に専門家を確保し、基礎自治体に足りない専門性を補うことを求めたい。その意味で、県には、知事の直属の組織として、専門家数人による第三者機関を早期に設置することを要望したい。

（３）　専門的判断を市町村が行うことが困難であることは、間違いない。第三者機関の設置云々よりも、その点を十分考慮して、県の「防災計画」を立てることが先決である。

Ⅴ　最後に、実際に地域防災計画原子力災害対策編を策定する際のことで、お尋ねします。ここでは全問、記述式の回答でお願いいたします。

（１）　「指針」では検討事項として先送りされた事項の中で、「このことは早急に具体的な方針が示されないと、作業が進められない、あるいは進めにくい」というものがありましたら、記述してください。

（２）　原子力災害は単独でなく、複合災害の可能性が大いにあります。地震対策や津波対策、あるいは豪雪対策との複合災害対策を取る必要があると思いますが、その際に、「原子力防災の基準や方針が決まらなければ、他の複合する災害についても対策が立てられない」と苦慮しておられる点がありましたら、記述してください。

（３）　原子力災害対策をしっかり立てる上で必要になってくる、避難道路の確保・港湾の確保・避難所、病院、福祉施設、災害対策本部等の建物のシェルター化など、様々なインフラの整備は、その規模からして自治体の社会資本整備の全体に関わることになりますが、その点についてどのように対処しようと考えていますか。

（４）　地域防災計画作成について、あるいは、原子力災害対策編の作成について、外部のコンサルタントに作成依頼することを予定していますか。依頼する場合、自治体の側からはどのような方針・条件・資料を提示するのですか。